

第4次男女共同参画さっぽろプラン

(平成30年度～34年度)

【答申】

平成29年9月22日

札幌市男女共同参画審議会

はじめに 一答申にあたって一

札幌市では、平成 15 年に初めて男女共同参画さっぽろプラン(平成 15 年度～24 年度)を策定し、第 2 次(平成 19 年度)、第 3 次(平成 25 年度)と改訂を重ね、社会・経済の変化や市民意識の現状、国の政策に対応した様々な取組を実施し、男女が共に理想とする社会参画を実現できる街づくりを進めてきました。

特に、第 3 次プランでは、具体の数値目標として 8 つの達成目標と 10 の成果指標を掲げ、その多くは達成し、施策の成果を上げています。しかし、関連用語や市の各センターの認知度、そして、女性の仕事と家事・育児の両立や固定的性別役割分担に関する意識については、目標に及びませんでした。認知度向上や意識改革に向けた広報・啓発は、男女共同参画社会づくりの最初の一步でしたが、今でも、その重要性は変わっていないことがわかります。

また、札幌市は人口 196 万人を数える北海道の中心を担う都市であり、近年の外国人旅行者の増加からは、より視野を世界に向けた施策の充実が望まれます。男女が共に等しく自分の望む人生を築けることは国連が目指すグローバル・スタンダードであり、そうした国際的状況に配慮した国の政策の展開を踏まえると同時に、札幌市独自の課題解決に向けた先取的な取組も求められています。

そのような中、市では、プラン策定時より総合的かつ計画的に施策が進められ、札幌市配偶者暴力相談センターや配偶者暴力被害者のためのステップハウス、そして、北海道との共同により性暴力被害のワンストップ支援センターである性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)が開設されました。また、平成 26 年には北海道で初めて日本女性会議が札幌市において開催され、男女共同参画を推進するにあたっての地域資源の豊かさや人材の多様性を全国に示すことができました。更に、平成 29 年には政令指定都市として初めて性的マイノリティの方々のためのパートナーシップ宣誓制度が始まり、ダイバーシティ・マネジメントに留意する札幌市の姿を示すことができている。

札幌市男女共同参画審議会は、平成 28 年 10 月に、札幌市長から男女共同参画社会の実現に向けた今後 5 年間の施策の方向性について諮問を受けました。これまでとは異なり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進

計画を包含したものが求められ、市の関連する諸計画との整合性も図りながら、より包括的な男女共同参画さっぽろプランの策定を目指しました。

男女共同参画社会に関わる課題は、近年複合性を増しており、その解決への取組は行政の組織横断的な対応や産学官民の連携が求められるようになっていきます。そうした要請に答えられるよう、更には札幌市を男女共同参画の先取的な地域として市民が誇れるようにとの期待を込めて、ここに答申いたします。

平成 29 年 9 月 男女共同参画審議会会長

林 美枝子

第 1 章 プラン策定にあたって

1 基本的な考え方	1
(1)目的	
(2)位置付け	
2 プラン策定の経緯	2
(1)これまでの取組	
(2)男女共同参画さっぽろプラン(第 3 次)の数値目標達成状況	
(3)策定過程	

第 2 章 プランの概要

1 構成	7
2 基本目標と施策の基本的方向	7
3 計画期間	9
4 計画体系	10

第 3 章 重点事項と数値目標

1 重点事項	12
2 数値目標	13

第 4 章 基本施策

基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	14
2 男女共同参画の視点に立った意識改革	16
3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備	18
4 国際社会と連動した女性への支援	21
5 地域における男女共同参画の推進	23

基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備	25
2 女性の経済的自立の推進	29
3 女性の活躍に積極的に取り組む企業への支援	30

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

- 1 生涯を通じた男女の健康支援 32
- 2 多様な性のあり方への理解の促進と支援 34

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 暴力を許さない社会づくりの推進 36
- 2 DVに関する総合的な支援体制の強化 39
- 3 DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備 43
- 4 性暴力に関する啓発と被害者の支援 46

基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進 48
- 2 男女共同参画の学習の推進 48
- 3 男女共同参画の活動拠点の充実 50

第5章 プランの推進にあたって

- 1 プランを進めるにあたっての姿勢 52
- 2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表 52
- 3 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化 53
- 4 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮 53
- 5 男女共同参画に関する調査研究の推進 54
- 6 男女共同参画推進に向けた支援・連携 54

付属資料

- 関連法令 55
- 審議会(第8期)委員名簿 83
- 諮問書 84
- プラン策定にかかる経過 85

第 1 章 プラン策定にあたって

1 基本的な考え方

(1) 目的

このプランは、市民が性別に関わりなく人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、誰もがその利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指し、札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

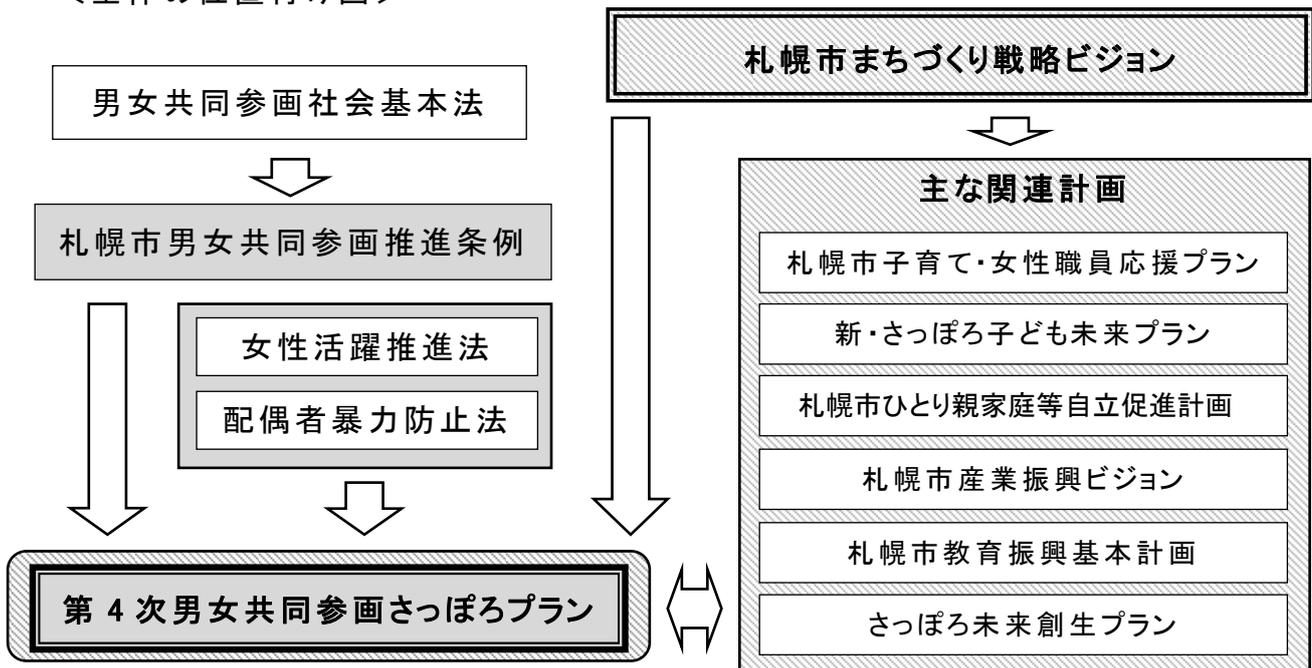
(2) 位置付け

このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び札幌市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく基本的な計画として策定します。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」に定める市町村基本計画（第 3 次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画）を包含します。

さらに、札幌市のまちづくりの指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「新・さっぽろ子ども未来プラン」、「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」をはじめ、関わりのある各分野の個別計画との整合性を図っています。

<全体の位置付け図>



2 プラン策定の経緯

(1)これまでの取組

札幌市では、平成 15 年度(2003 年度)に男女共同参画さっぽろプラン(平成 15～24 年度)を策定し、その後、社会経済情勢などさまざまな変化に対応するため、平成 19 年度(2007 年度)、平成 25 年度(2013 年度)に必要な見直しを行い、改訂を重ねてきました。

そして、これらのプランに基づき、基本目標の達成のために、次のような取組のほか、子育てや雇用の分野など、全庁をあげて幅広い取組を行ってきました。

<主な取組>

●施設

・平成 15 年(2003 年)9 月

札幌市男女共同参画センター開設

・平成 17 年(2005 年)11 月

札幌市配偶者暴力相談センター開設

・平成 21 年(2009 年)3 月

配偶者暴力被害者のためのステップハウス開設

・平成 24 年(2012 年)10 月

性暴力被害者支援センター北海道 SACRACH(さくらこ)開設(北海道と共同)

●計画等

・平成 18 年(2006 年)2 月

札幌市配偶者暴力の防止及び被害者の支援に関する方針策定

・平成 21 年(2009 年)4 月

札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画策定

・平成 26 年(2014 年)11 月

第 2 次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画策定

(2)男女共同参画さっぽろプラン(第3次)の数値目標達成状況

第3次プランでは、男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、以下の2つの視点に分けて数値目標を設定しました。

<達成目標> 「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値目標を設定

<成果指標> 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

●基本目標Ⅰ あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

項目		策定時数値	現状値	目標値	
達成目標	1	審議会等委員の女性登用率 向上のための啓発	—	2回 (H28年度)	年2回以上
	2	男女共同参画の啓発事業	17回 (H23年度)	292回 (H25～28累計)	300回 (H25～29累計)
成果指標	3	札幌市の審議会等における女性委員の登用率	34.2% (H23年度)	34.0% (H28年度)	40%(注)
	4	札幌市職員の女性管理職割合 【職員部】	9.1% (H23年度)	13.7% (H28年度)	13%
	5	「男女共同参画社会」という言葉の認知度(内容を知っている,見聞きしたことがある)	43.8% (H23市調査)	47.6% (H28市調査)	50%

(注):40%達成後は40～60%の持続を目指す

●基本目標Ⅱ 女性の社会参加の推進

項目		策定時数値	現状値	目標値	
達成目標	6	ワーク・ライフ・バランス認証取得企業数 【子ども育成部】	258社 (H22年度)	650社 (H28年度)	640社 (H29年度)
	7	認可保育所定員数 【子育て支援部】	19,008人 (H22年度)	28,325人 (H28年度)	27,023人 (H29年度)
	8	女性のチャレンジ件数 (事業参加者、相談受付者数等)	—	1,435件 (H25～28累計)	750件 (H25～29累計)
成果指標	9	15～64歳までの女性労働力率	61.2% (H22国勢調査)	63.6% (H27国勢調査)	65%
	10	職場で男女平等と考える人の割合	16.7% (H23市調査)	17.5% (H28市調査)	20%
	11	待機児童数(国定義以外を含む) 【子育て支援部】	1,339人 (H22年度)	1,674人 (H28年度)	0人 (H29年度)

	12	女性の仕事と家庭生活・地域活動の関係について、同じように両立させるのが望ましいと考える人の割合	38.8% (H23 市調査)	37.3% (H28 市調査)	60%
--	----	---	--------------------	--------------------	-----

●基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

項目		策定時数値	現状値	目標値
達成目標	13	DV未然防止講座の実施回数 8回 (H23 年度)	64回 (H25～28 累計)	80回 (H25～29 累計)
	14	DV・性暴力被害防止のための啓発事業実施回数 6回 (H23 年度)	43回 (H25～28 累計)	50回 (H25～29 累計)
成果指標	15	「配偶者暴力防止法」の認知度 (内容を知っている、見聞きしたことがある) 74.1% (H23 市調査)	74.7% (H28 市調査)	80%
	16	札幌市配偶者暴力相談センターの認知度 35.8% (H23 市調査)	38.5% (H28 市調査)	50%

●基本目標Ⅳ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

項目		策定時数値	現状値	目標値
達成目標	17	男女共同参画センターでの啓発実施回数 31回 (H23 年度)	261回 (H25～28 累計)	300回 (H25～29 累計)
成果指標	18	男女共同参画センターの認知度(知っている) 23.2% (H23 市調査)	20.4% (H28 市調査)	50%

●第2次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(H26～30)

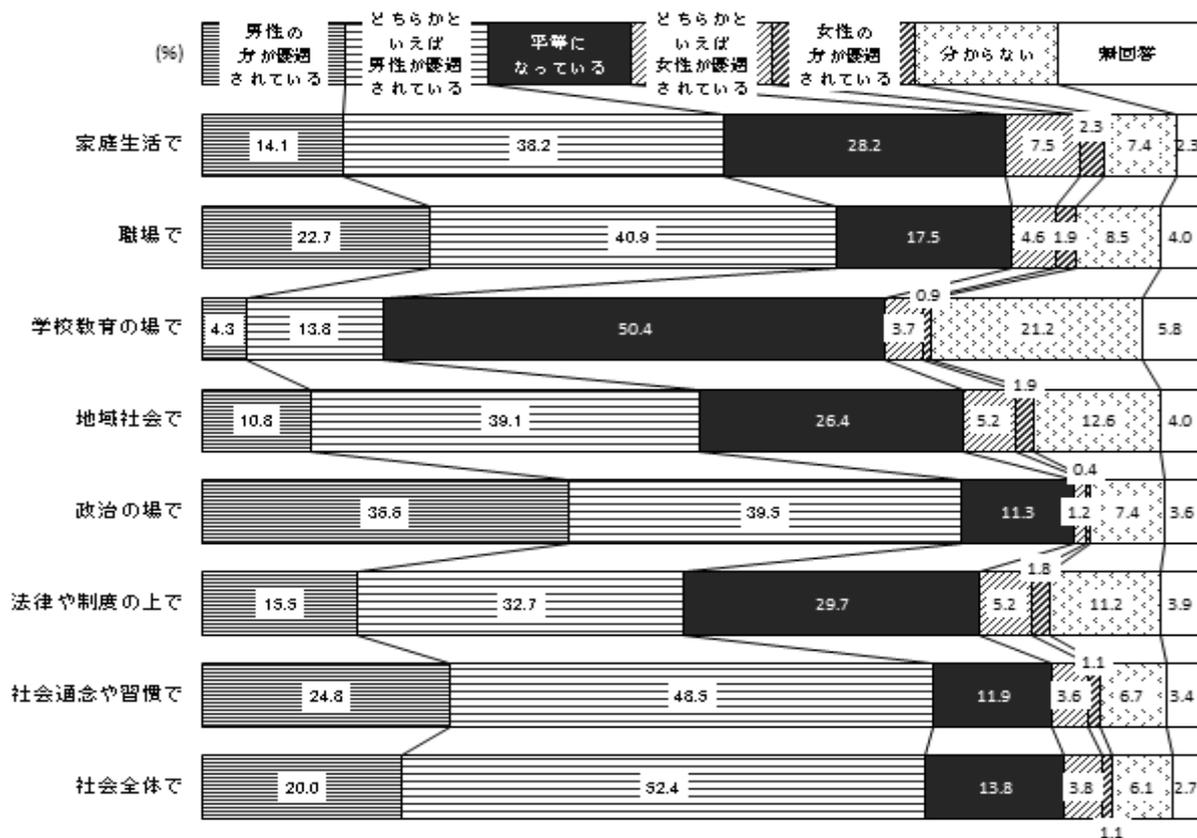
項目		策定時数値	現状値	目標値
達成目標	相談関係職員研修受講者数(累計)	441人 (H21～H25 累計)	445人 (H26～28 累計)	550人 (H26～30 累計)
成果指標	DVを経験したときに相談しなかった割合	45.9% (H23 市調査)	30.1% (H28 市調査)	20%

※市調査:男女共同参画に関する市民意識調査

達成目標については概ね達成の見込みがあり、成果指標も目標達成には至っていないものの、多くの項目で順調に数値が改善しています。国では、平成27年(2015年)に女性活躍推進法が制定され、職業生活における女性の活躍を目指し、各施策が展開されています。しかし、札幌市で「職場で男女平等と考える人の割合」は17.5%に留まっています。これは、家庭生活の場(28.2%)、学校教育の場(50.4%)、地域社会の場(26.4%)のいずれよりも低く、札幌市においても、職場における男女共同参画の実現に向け、より一層力を入れて施策を展開する必要があります。

また、札幌市配偶者暴力相談センターや男女共同参画センターの認知度が低いことも課題であり、引き続き、配偶者等からの暴力(DV)に関する啓発や男女共同参画センターを活用した特色ある事業に積極的に取り組む必要があります。

<男女の平等感>



<備考>平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査

(3) 策定過程

男女共同参画さっぽろプラン(第3次)の計画期間が平成29年度で終了することから、札幌市では、次期プランの策定を決め、平成28年(2016年)10月24日、札幌市男女共同参画審議会に、その基本的方向性について諮問しました。

審議会においては、国が進める「地域共生社会」の実現や「男性中心型労働慣行」等の変革に向けた考え方を積極的に取り入れようとの意見もあり、今までの男女共同参画推進の経緯を改めて確認したうえで策定を進めてきました。

また、プラン策定の過程においては、子ども議会議員との勉強会や、性的マイノリティの方々、障がい者によるまちづくりサポーター、女性活動団体の方々との意見交換会を設けました。

さらに、女性の活躍を推進する官民の効果的な取組を検討することを目的として、女性経営者や女性の活躍を支える企業・団体など、様々な立場のキーパーソンが参加する「さっぽろ女性応援会議」を設置し、その検討内容についても取り入れました。

第 2 章 プランの概要

1 構成

第 4 次男女共同参画さっぽろプランは、札幌市男女共同参画推進条例に規定されている 5 つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

本プランにおいては、男女共同参画の推進に関する札幌市の施策を総合的かつ計画的に推進するための 5 つの基本目標及び 17 の施策の基本的な方向、40 の基本施策で構成しています。

なお、本プランでは、これまで別計画であった札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画を包含した計画であるため、該当となる部分についてのみ、これまでの計画の体裁にあわせ内容が詳細なものとなっています。

2 基本目標と施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15 年(2003 年)1 月に施行した札幌市男女共同参画推進条例に規定されている次の 5 つの基本理念を具現化するために、5 つの基本目標に沿った施策を展開します。

＜条例の基本理念＞

- (1) 男女の人権が尊重され、性別にとらわれることなく能力が発揮できること
- (2) 男女が制度及び慣行によって、直接又は間接的に差別されないこと
- (3) 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる女性の性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標 I あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

男女が対等なパートナーとして活動に参画できる機会が確保され、自らの意識改革と能力の向上を図ることができるように、政策方針決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくりに取り組みます。

《基本的方向》

- 1 政策・方針決定過程等への女性の参画拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った意識改革

- 3 男女が共に子育てや介護ができる環境の整備
- 4 国際社会と連動した女性への支援
- 5 地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女の多様な働き方の推進

男女が共に働きやすい社会を実現し、女性の力が社会全体の活力に繋がるように、仕事と生活の両立を図るための環境整備や女性の活躍に取り組む企業への支援等に取り組めます。

《基本的方向》

- 1 雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備
- 2 女性の経済的自立の推進
- 3 女性の活躍に取り組む企業への支援

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

男女が等しく個人としての人権が尊重されるように、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブヘルス/ライツ）に関する意識の普及や多様な性のあり方への理解の促進などに向けた幅広い取組を行います。

《基本的方向》

- 1 生涯を通じた男女の健康支援
- 2 多様な性のあり方への理解の促進と支援

基本目標Ⅳ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

重大な人権侵害である女性に対するあらゆる暴力をなくし、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係作りが進むように、暴力防止のための啓発や被害者への支援などの取組を行います。

《基本的方向》

- 1 暴力を許さない社会づくりの推進
- 2 DVに関する総合的な支援体制の強化
- 3 DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備
- 4 性暴力に関する啓発と被害者の支援

基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

男女ともに性別にとらわれることなく、家庭・職場・学校・地域のいずれの場においても、男女共同参画の視点が活かされるように、学校教育や生涯学習など、あらゆる世代に向けた取組を行います。

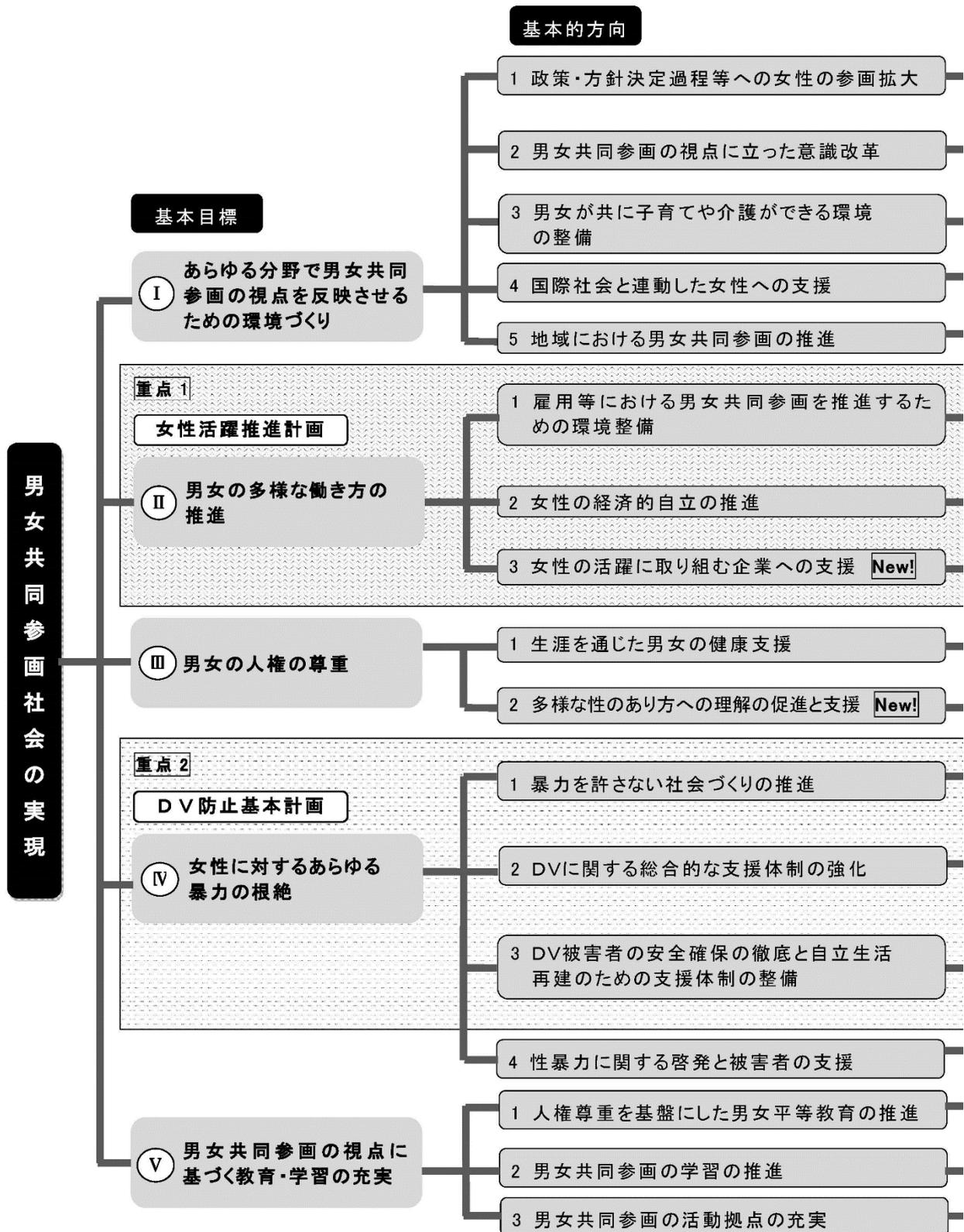
《基本的方向》

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進
- 2 男女共同参画の学習の推進
- 3 男女共同参画の活動拠点の充実

3 計画期間

平成 30 年度(2018 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 5 年間とします。

4 計画体系



基本施策

- 1 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進
- 2 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大
- 3 意思決定過程への女性の参画についての意識改革の推進

- 1 市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実
- 2 市民が男女共同参画に関する意識を形成するための事業企画の支援
- 3 男性にとっての男女共同参画に関する意識啓発

- 1 男女が共に子育てや介護を担うことへの意識啓発の充実
- 2 男女が共に子育てや介護ができる支援の充実

- 1 世界の動きと連動した女性力が力をつけることへの支援(エンパワーメント支援)
- 2 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 1 地域活動での男女共同参画の促進
- 2 男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり

- 1 職場における男女共同参画の推進
- 2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3 就業継続への支援

- 1 女性の就業機会の拡大
- 2 多様な働き方に対応するための支援
- 3 起業に対する支援

- 1 企業における女性の活躍を促進するための啓発活動の充実
- 2 女性の活躍に積極的に取り組む企業への支援

- 1 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の普及
- 2 生涯を通じた男女の健康保持・増進
- 3 男女共同参画の視点による学校・家庭における性にかかわる教育の充実

- 1 多様な性のあり方への理解の促進と支援

- 1 配偶者等からの暴力に関する普及啓発の強化
- 2 暴力未然防止を目指した若年層への予防教育の推進 **New!**

- 1 早期相談の促進
- 2 相談体制の充実
- 3 被害者対応機関との連携強化
- 4 人材育成の推進

- 1 安全かつ迅速な一時保護体制の充実
- 2 安心して暮らせる生活の確保
- 3 被害者の自立に向けた適切な情報提供及び総合的な支援
- 4 子どもに対する各種支援の強化

- 1 性暴力に関する啓発と被害者の支援

- 1 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

- 1 男女共同参画に関する学習の推進
- 2 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

- 1 男女共同参画センターにおける事業展開
- 2 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

第3章 重点事項と数値目標

1 重点事項

男女共同参画社会の実現に関する取組は、幅広い分野に及んでいるため、全体的な推進と併せて、特に重要な課題については、的を絞って取り組んでいく必要があります。

本プランでは、これまでの取組の進捗状況や現在の経済社会情勢を踏まえ、次の2点について重点的に取り組みます。

<重点事項1> —男女が共に働きやすい社会の推進—

札幌市は、人口に占める女性の割合が他の政令指定都市と比較して高い特徴がある一方、女性の有業率はやや低位にあります。また、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていたり、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男女の間で法律上差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じています。

雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備や女性の活躍に取り組む企業への支援により、働きたい人が働きやすい社会を実現することは、将来の札幌経済を支える力になるだけでなく、女性の力が企業活動等の現場に多様な価値観と創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体の活力につながるという観点からも、重点事項として積極的に取り組む必要があります。

<重点事項2> —女性に対するあらゆる暴力の根絶—

札幌市では、平成17年(2005年)11月に「札幌市配偶者暴力相談センター」を開設し、相談体制を整えるなど被害者支援に取り組んできましたが、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数は、全市的に見ると増加傾向にあり、ストーカー行為や性暴力被害など女性への暴力は後を絶ちません。

女性に対するあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要課題であることから、引き続き、重点事項として取り組む必要があります。

《配偶者等からの暴力(DV)》

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」という用語はしばしば「DV」と略されて使われています。

《ストーカー行為》

同一の者に対し、つきまとい等反復して行うことをいう。平成12年(2000年)11月から施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」により、こうした行為に対し規制されることになりました。

2 数値目標

男女共同参画の実現に向けた取組の進捗状況を把握し、効果的な推進につなげるため、第3次プランに引き続き、以下の2つの視点に分けて数値目標を設定します。

＜達成目標＞ 「いつまでに、何を、どこまでするか」という数値目標を設定

＜成果指標＞ 「取組を行った結果」を示す指標として、目指すべき数値を設定

第 4 章 基本施策

基本目標 I

あらゆる分野で男女共同参画の視点を反映させるための環境づくり

基本的方向 1 《政策・方針決定過程等への女性の参画拡大》

【現状と課題】

政治の場や職場、地域、教育などあらゆる分野において政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要なことです。

なかでも、政策・方針決定過程において女性の参画が進むことは、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供を可能にし、多様な価値観を取り入れた豊かで活力のある社会の実現につながります。

しかしながら、全国的に、政策や方針決定過程における女性の参画は十分になされていない傾向があり、それは札幌市においても同様です。

男女共同参画さっぽろプラン(第 3 次)においては、数値目標の一つとして、「札幌市の審議会等における女性委員の登用率」の目標値を 40%と定め、「札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱」(平成元年(1989年))に基づき、審議会等の委員の選任にあたっては、男女共同参画を担当する部局への事前協議を義務付けるなどして、女性登用率の向上に努めてきました。

しかし、その結果は、平成 18 年(2006 年)4 月 1 日現在の 30.9%から 10 年の時を経ても、34.0%(平成 29 年(2017 年)3 月 31 日)と横ばいで推移しており、今後も引き続き推進する必要があります。

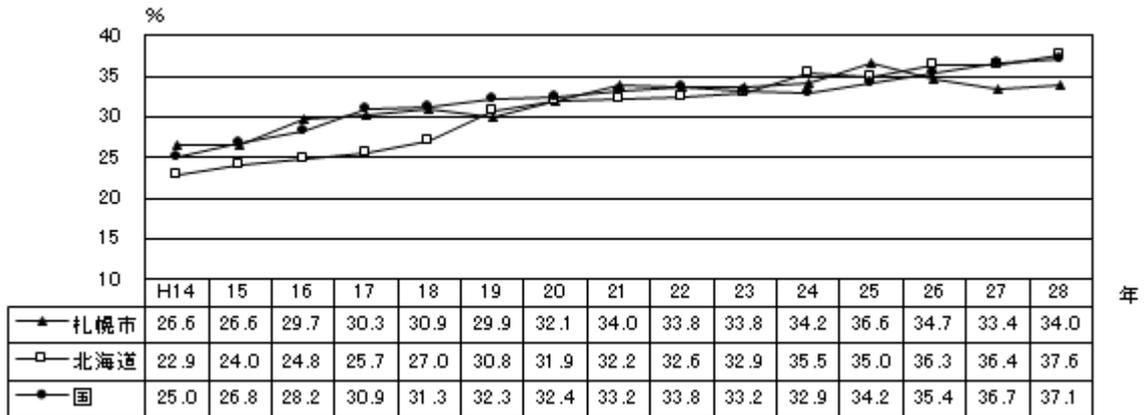
また、札幌市職員の女性管理職割合は 13.7%(平成 29 年(2017 年)4 月 1 日)となっており、着実に女性の比率は増加してはいますが、男性の比率が大きく上回っています。

このようなことが起きているのは、固定的性別役割分担意識が根強く残っているほか、男女が共に活躍できるような環境の整備や人材の登用・育成には長い時間がかかることも大きな要因であると考えられます。

男女共に意識の転換を図ること、女性一人ひとりが政策・方針決定過程等の重要な場に積極的に参画することができるように力をつけていくことを推進するためのさら

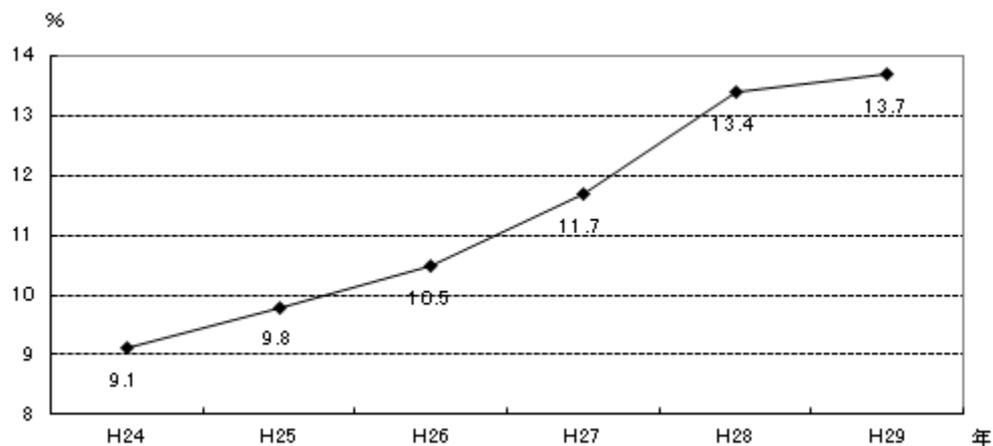
なる取組が必要です。

図 1 審議会等委員への女性登用率



＜備考＞札幌市：札幌市市民文化局調べ（平成 24 年まで各年 4 月 1 日、
平成 25 年以降は 3 月 31 日現在）
北海道：北海道資料、国：内閣府資料より作成

図 2 札幌市職員の女性管理職の割合



＜備考＞札幌市総務局資料より作成（各年 4 月 1 日現在）、
特別職、現業職、教員を除く

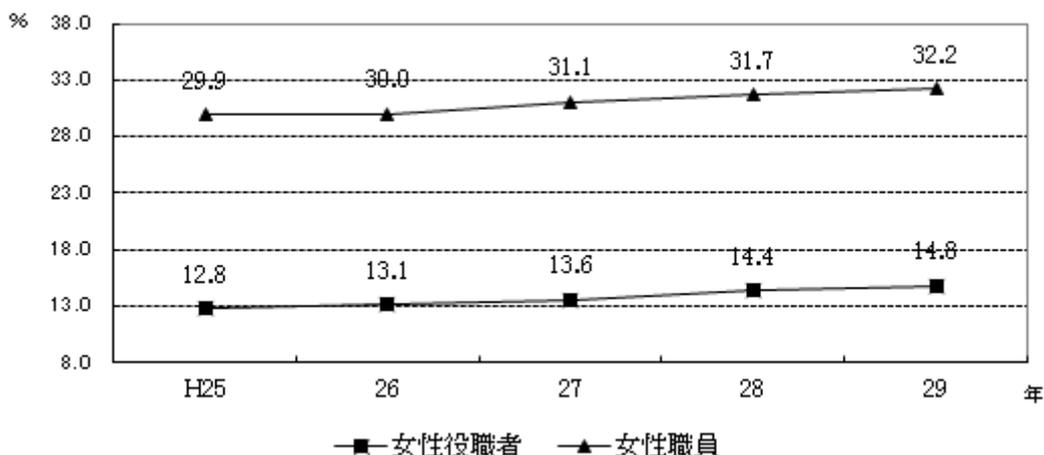
札幌市男女共同参画推進条例

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

第 13 条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

図 3 札幌市職員の女性役職者(係長以上)、女性職員の割合



＜備考＞札幌市総務局資料より作成(各年 4 月時点)、
特別職、現業職、教員を除く

【基本施策】

(1) 札幌市の審議会等委員への女性の参画促進

札幌市が設置する審議会等委員の選任に係る仕組の見直しなどにより、女性委員の登用を拡大します。

(2) 札幌市女性職員の登用促進と職域拡大

札幌市職員(一般職員)の女性割合は、平成 29 年度(2017 年度)は 32.2%となっており、増加傾向にあります。引き続き、長期的な視野に立った人材育成と多様な経験を積むことができるような人員配置を行うとともに、管理監督者の男女共同参画に関する意識の醸成を行います。

(3) 意思決定過程への女性の参画についての意識改革の推進

行政をはじめ企業、教育機関、町内会・PTAなど社会全体として女性の意思決定過程への参画が進むように、意識改革を推進します。

基本的方向 2 《男女共同参画の視点に立った意識改革》

【現状と課題】

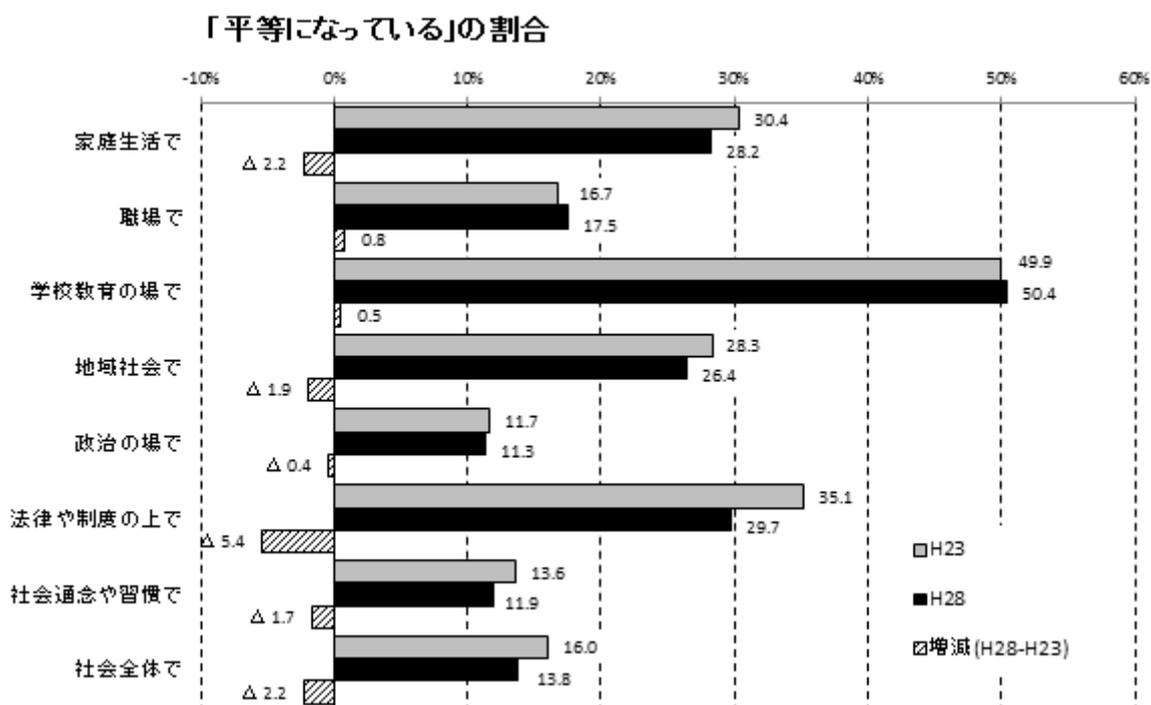
平成 11 年(1999 年)に男女共同参画社会基本法が制定され、札幌市においても平成 15 年(2003 年)に施行された札幌市男女共同参画推進条例やそれに基づく計画によって、男女共同参画社会実現のためにさまざまな取組が行われてきました。

また、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」など法制度の面でも、徐々に環境が整えられてきました。

しかし、平成28年（2016年）7月に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、男女平等と考える人の割合は多くの分野で減少しています。

これは、固定的性別役割分担意識の改善が進む一方で、役割分担の実態の変化が追い付いていないことも要因の一つと考えられます。これまでの社会通念や習慣にとらわれることなく、すべての人が、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、引き続き、地道に意識改革への取組を進めることが重要です。

図4 男女の平等感（平成28年と平成23年の比較）



<備考>平成28年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

【基本施策】

(1) 市民及び民間の団体等に対する広報・啓発活動の充実

男女共同参画への理解を推進するために、市民及び民間団体、企業など幅広く広報・啓発の充実を図ります。広報啓発にあたっては、障がいのあることやアイヌ民族であることなどに加えて女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々、性的マイノリティの人々などさまざまな立場の人々への人権尊重の観点からの理解を深めるための取組を行います。

(2) 市民が男女共同参画に関する意識を形成するための事業企画の支援

市民が企画する男女共同参画の意識を高めるための講座や人材育成の取組を支援します。

(3) 男性にとっての男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画社会の実現には、男女が共にその趣旨を理解することが大切であるため、男性への啓発をより一層促進します。

基本的方向 3 《男女が共に子育てや介護ができる環境の整備》

【現状と課題】

これまで、我が国では、「男性は仕事、女性は家事や育児」という役割分担意識のもと、男性が長時間労働で経済社会を支え、女性は家事・育児・介護などの家庭責任を担ってきましたが、近年、少子高齢化が進み、家庭や経済社会にも変化が生まれてきました。

そのような状況において、札幌市の合計特殊出生率は、全国平均を大きく下回っているのが現状です。

少子化が進む要因としては、未婚率や婚姻年齢・初産年齢の上昇、家事・育児の女性への大きな負担、養育費・教育費などの経済的負担、家族や地域社会の変化などさまざまなことが考えられます。

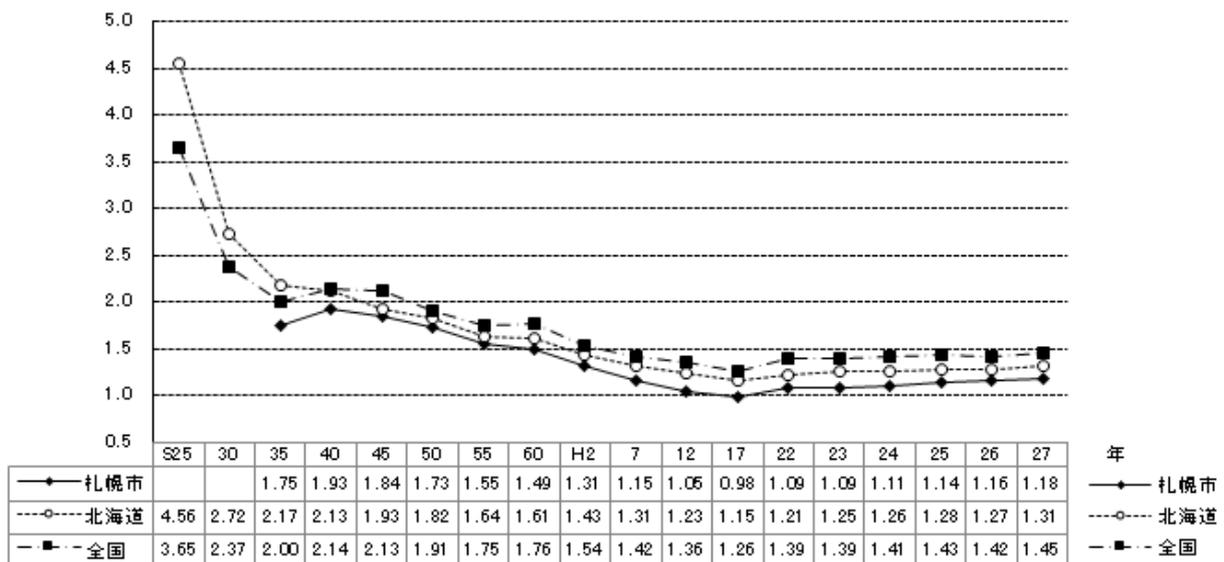
平成28年(2016年)7月に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、子育てや介護に関しては、女性に負担がかかる傾向があります。また、昨今では、育児と介護に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)など複合的な支援を必要とする状況がみられ、女性の社会進出が進む中で、地域において住民がつながり支え合う取組が求められるなど、子育てや介護のあり方が課題となっていま

す。

男女共同参画の理念は、少子高齢化にかかるさまざまな課題への対策にも寄与し、活力ある社会の実現を可能にします。

子育てや介護は、「家庭の中のことで、個人で解決すべき」と考えられがちですが、男女が共に、その個性と能力を発揮して生き生きと暮らすために、地域における社会的課題でもあることの認識を深め、女性のみにも過度な負担がかからないよう、環境整備を進める必要があります。

図 5 合計特殊出生率の推移



<備考> 札幌市：札幌市衛生年報、

北海道・全国：厚生労働省「人口動態調査」より作成

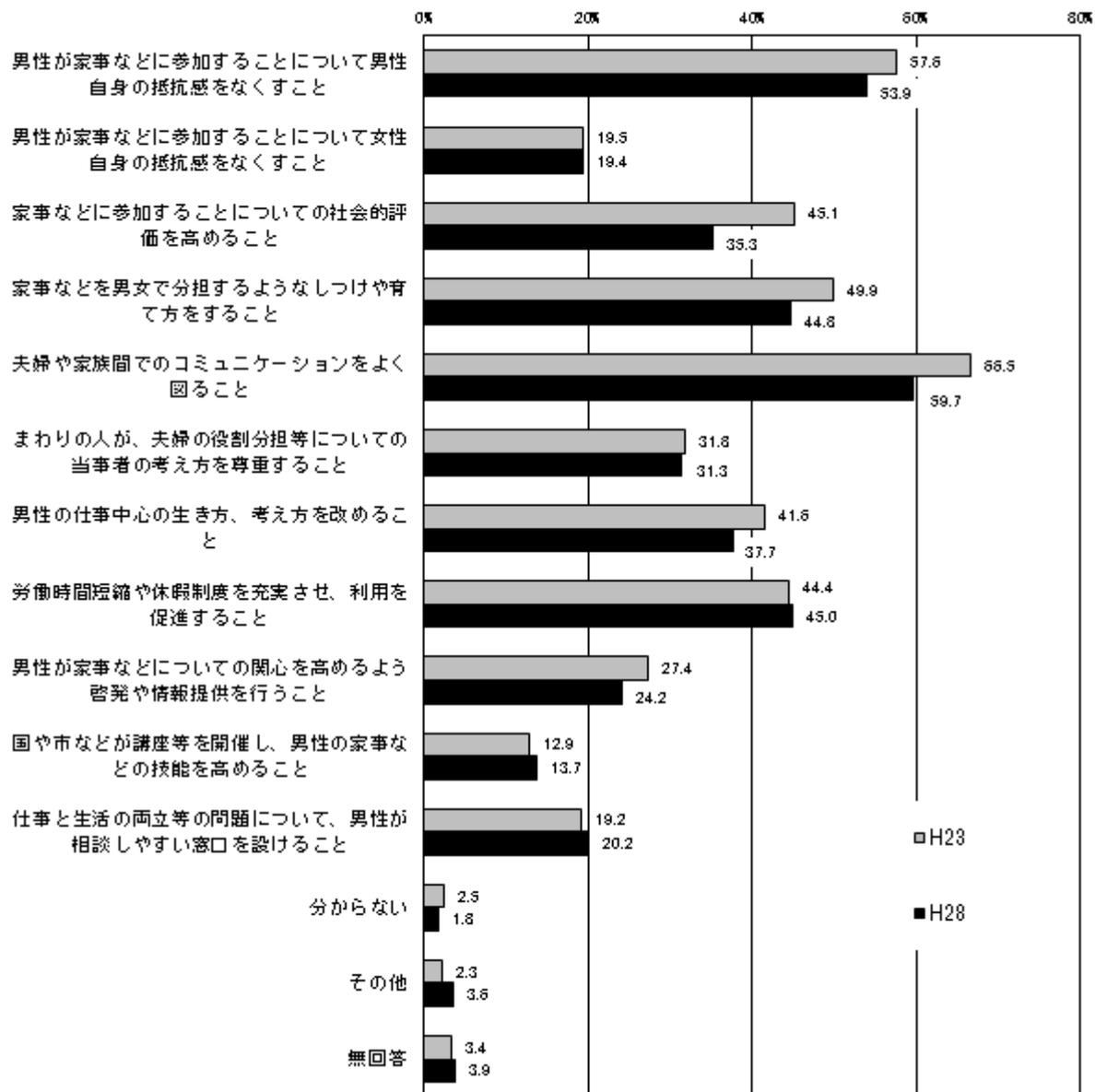
図 6 民間企業における育児休業取得率

	全国		北海道	
	女	男	女	男
23	87.8%	2.63%	88.2%	3.3%
24	83.6%	1.89%	84.3%	3.9%
25	83.0%	2.03%	89.4%	2.0%
26	86.6%	2.30%	87.9%	3.0%
27	81.5%	2.65%	81.2%	4.0%
28	—	—	82.5%	2.5%

<備考> 全国：厚生労働省「雇用均等基本調査」、

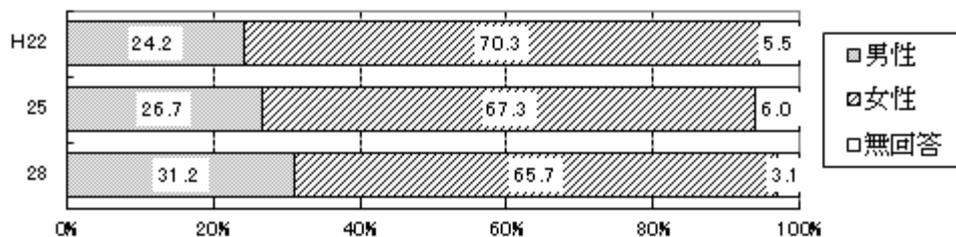
北海道：就業環境実態調査より作成

図 7 男性が家事・育児・介護に参加するために必要なこと



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 8 家族介護における介護者の男女別比率(札幌市)



<備考>札幌市保健福祉局「要介護(支援)認定者意向調査」より作成

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 男女が共に子育てや介護を担うことへの意識啓発の充実

家事・育児や介護などの家庭における責任は、男女が共に担い、支え合うものであるとの認識を深めるための意識啓発に取り組みます。

(2) 男女が共に子育てや介護ができる支援の充実

多様化するライフスタイルに対応するため、地域全体による保育や介護を推進し、保育のための施設整備や介護に関する支援体制の強化、ひとり親家庭への支援の充実に取り組みます。また、保育や介護における人材の確保・支援に取り組みます。

基本的方向 4 《国際社会と連動した女性への支援》

【現状と課題】

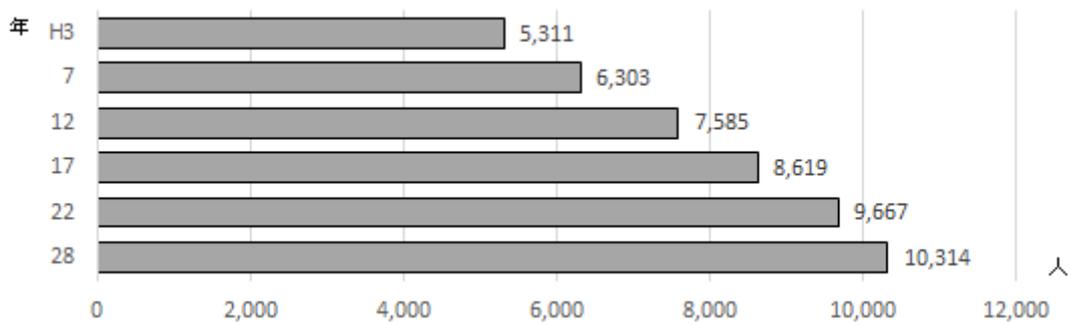
各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、平成 28 年(2016 年)において日本は 144 カ国中 111 位であり、特に管理的職業従事者の男女比や専門・技術者の男女比などの経済参画分野、国会議員の男女比や行政府の長の存在年数の男女比などの政治参画分野で各国平均を下回っています。

経済、文化等あらゆる分野において、私たちの暮らしは、国際的な関わりの中で成り立っており、男女共同参画を推進するにあたって国際的な視野を持ち、国際的な交流等を通じた情報の収集・発信など、女性が力をつけていくための取組が必要です。

《ジェンダー・ギャップ指数》

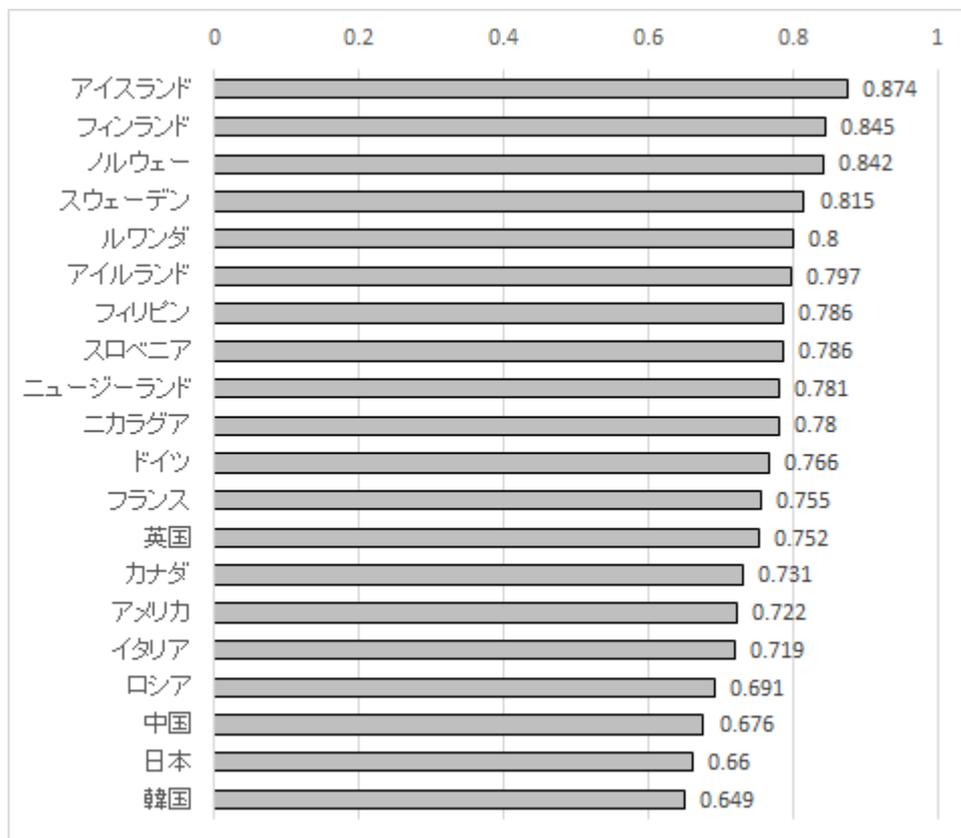
各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。0 が完全不平等、1 が完全平等を意味する。

図 9 市内の外国人登録者数



<備考>札幌市統計書より作成

図 10 ジェンダー・ギャップ指数(2016年)



<備考>世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成

札幌市男女共同参画推進条例

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

【基本施策】

(1) 世界の動きと連動した女性が力をつけることへの支援(エンパワーメント支援)

女性が力をつけるための国際的な取組など、国際社会の潮流や活動に関する情報収集・情報提供を行います。

(2) 国際的視野に立った男女共同参画の推進

姉妹都市や世界冬の都市市長会等のネットワークを活用し、海外諸都市の知見等を取り込んだ男女共同参画を推進します。

基本的方向 5 《地域における男女共同参画の推進》

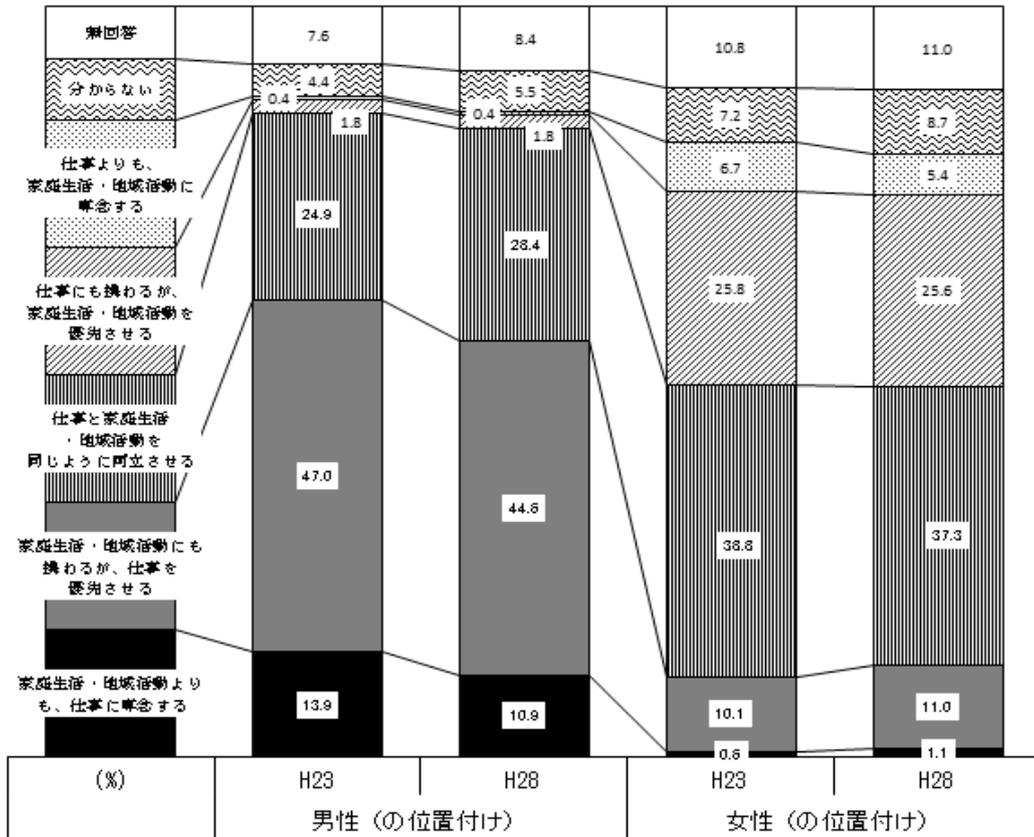
【現状と課題】

地域は、高齢者、障がい者、子どもなどを含め、世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠であり、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、さまざまな活動が行われます。これまで、その活動の多くは専業主婦をはじめとした女性が担ってきたものの、自治会や町内会等、地域団体における会長等の役職については、男性がその多くを占めています。

また、近年、地震による大規模災害が続いたことから、災害時の避難所の運営等に、平時における固定的な性別役割分担意識が反映され、女性に過度な負担がかかったり、男女のニーズの違いが配慮されないことなどが課題として明らかになっています。

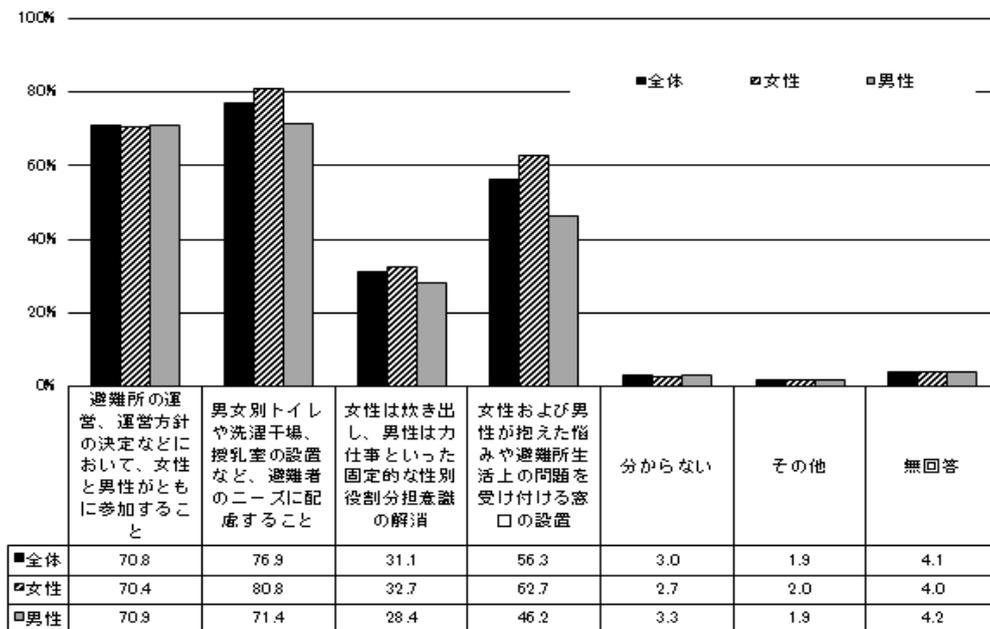
こうした課題の解決に向けては、男女どちらかが過度な負担を抱えることがないように、日頃から男女共同参画の考えを共有することが重要であり、また、リーダーとしての女性の参画や誰もが地域づくりに参画しやすい環境整備など、地域における男女共同参画を進めることが必要です。

図 11 仕事と家庭生活・地域活動の望ましい位置付け



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 12 避難所における男女共同参画について必要なこと



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。

【基本施策】

(1) 地域活動での男女共同参画の促進

地域においても、固定的な性別役割分担に基づく慣習や慣行を解消し、男女が共に潜在的な力を発揮してつながりのある地域づくりに参加するための、広報・啓発などの取組を行います。

(2) 男女共同参画の理念が息づく防災体制づくり

日頃から生活の基盤である地域に男女共同参画の理念を浸透させ、女性の視点を取り入れた災害対策に取り組めます。

基本目標Ⅱ

男女の多様な働き方の推進

基本的方向 1 《雇用等における男女共同参画を推進するための環境整備》

【現状と課題】

少子高齢化による生産年齢人口の減少が進む中、女性の視点や潜在的な力を活かすことは、経済社会の活性化という点において重要なことです。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」などにより、女性が社会で活躍するための法的整備が進められてきています。

しかし、長時間勤務や転勤を当然とする男性中心の働き方等を前提とする労働慣行により、男性に正社員が多く、女性にパートタイム、派遣・契約社員が多いほか、勤続年数、職階の違いなどから、男性に比べて、女性の賃金が低い現状にあります。また、雇用等の分野においても固定的性別役割分担意識は根強く、女性が、結婚・出

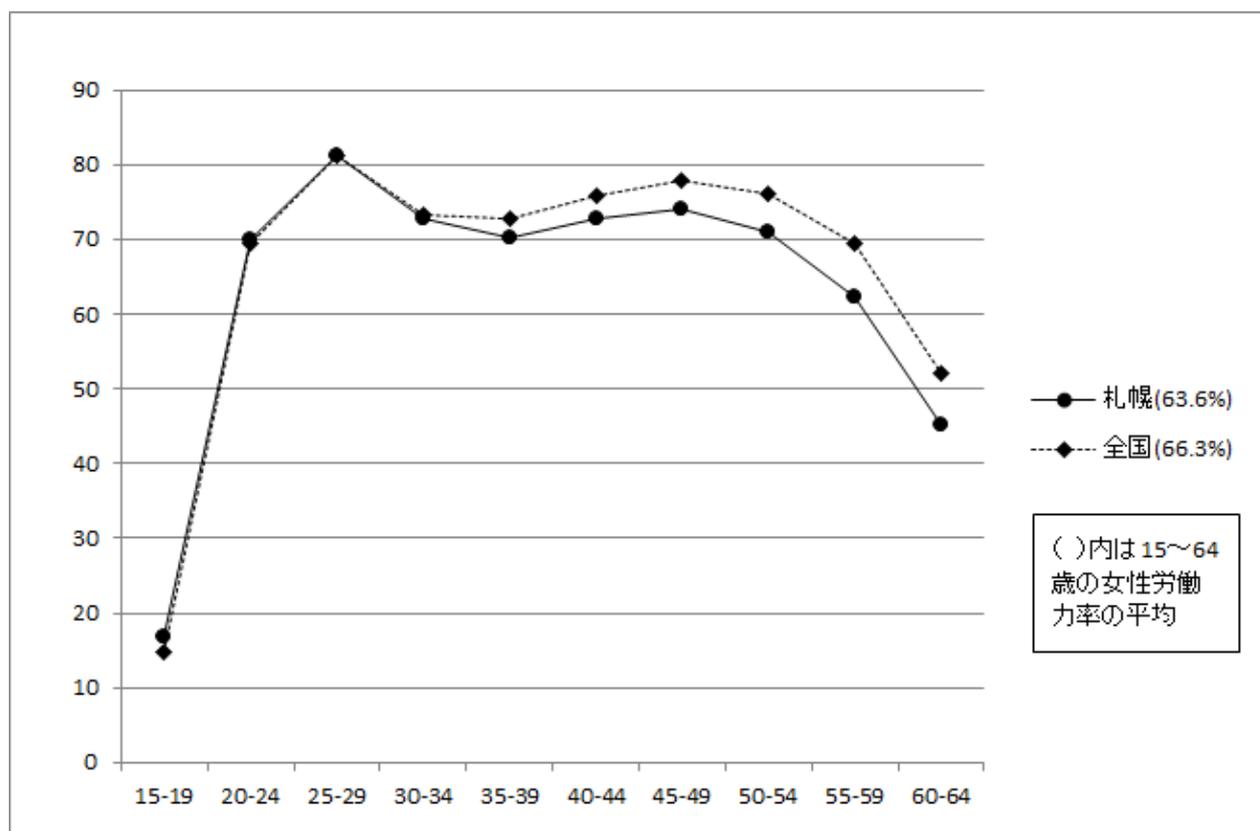
産により離職するケースが多く、一度離職してしまうと、再就職等を行うことは容易なことではありません。

女性の力を社会の中で活かすためには、男性の家事・育児等への参画が不可欠であり、男性の働き方や意識も変えていく必要があります。平成28年(2016年)7月に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ても、男性は女性に比べて育児休業・介護休業を取りづらいつという傾向が強く、男性が育児や介護の休業・休暇制度を利用できるよう雇用主の意識啓発やサポートも欠かせません。

さらに、保育所の整備や小学校児童の放課後の居場所の確保なども依然として求められています。

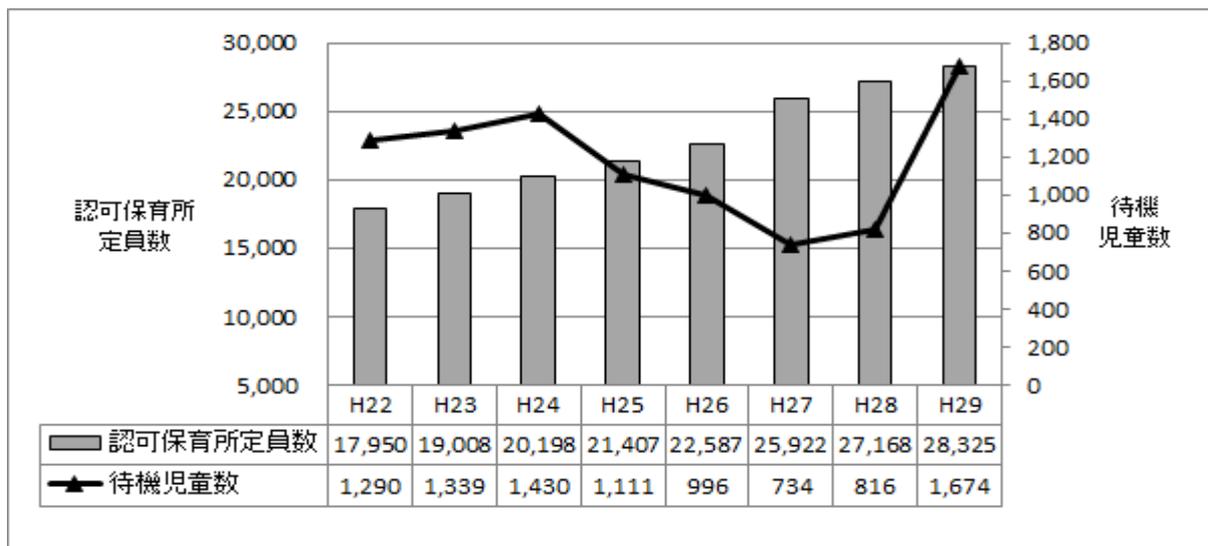
これからの札幌の地域社会を支えるうえで、雇用等の分野における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進のための環境整備が必要です。

図 13 女性の労働力率(全国・札幌市)



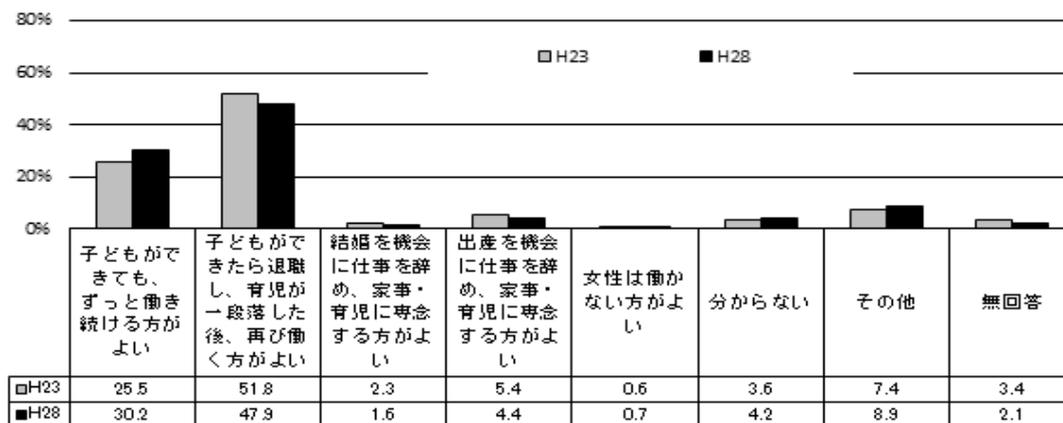
<備考>総務省「平成27年国勢調査」より作成

図 14 認可保育所定員数および待機児童数



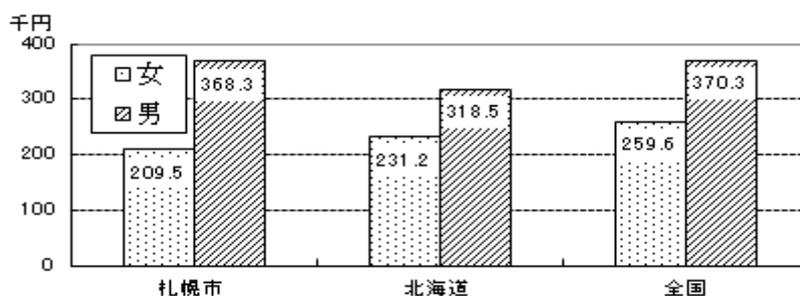
<備考> 札幌市子ども未来局資料より作成(各年4月1日現在)

図 15 女性が働くことについて



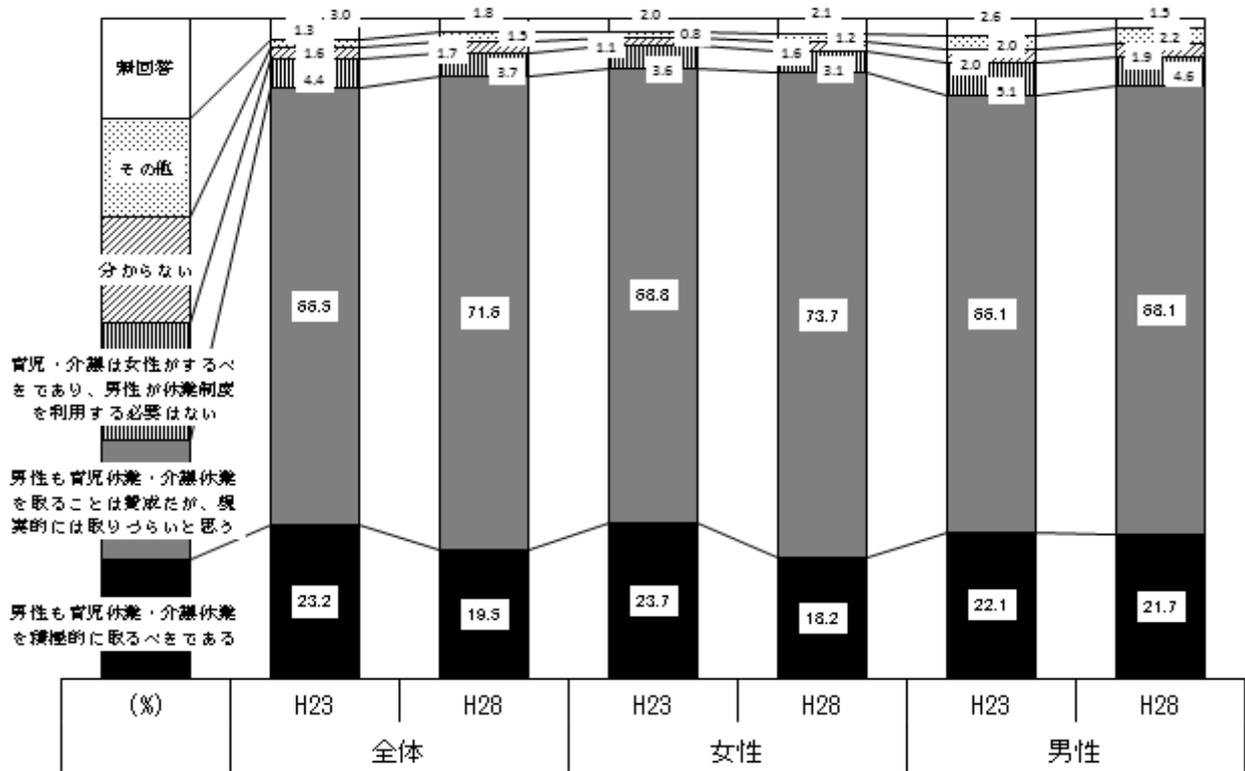
<備考> 平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 16 男女の賃金格差(平成 27 年度)



<備考> 札幌市: 毎月勤労統計調査、北海道: 北海道資料、
全国: 賃金構造基本統計調査より作成

図 17 男性の育児休業・介護休業への考え方



＜備考＞平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第 17 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

【基本施策】

(1) 職場における男女共同参画の推進

男女雇用機会均等法等の関係法令を浸透させるための広報・啓発や職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止など、女性が力を発揮でき、男性が育児や介護に関する休業・休暇制度を利用しやすい環境づくりに取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和したライフプランの実現に向けた若年層への啓発など、男女が共に仕事と生活の両立を図るための取組を行います。

(3) 就業継続への支援

女性が、出産、子育て、介護などにより就業中断を余儀なくされないように各種手続きの利便性の向上に配慮し、保育サービス等の支援を一層充実させるよう取り組みます。

基本的方向 2 《女性の経済的自立の推進》

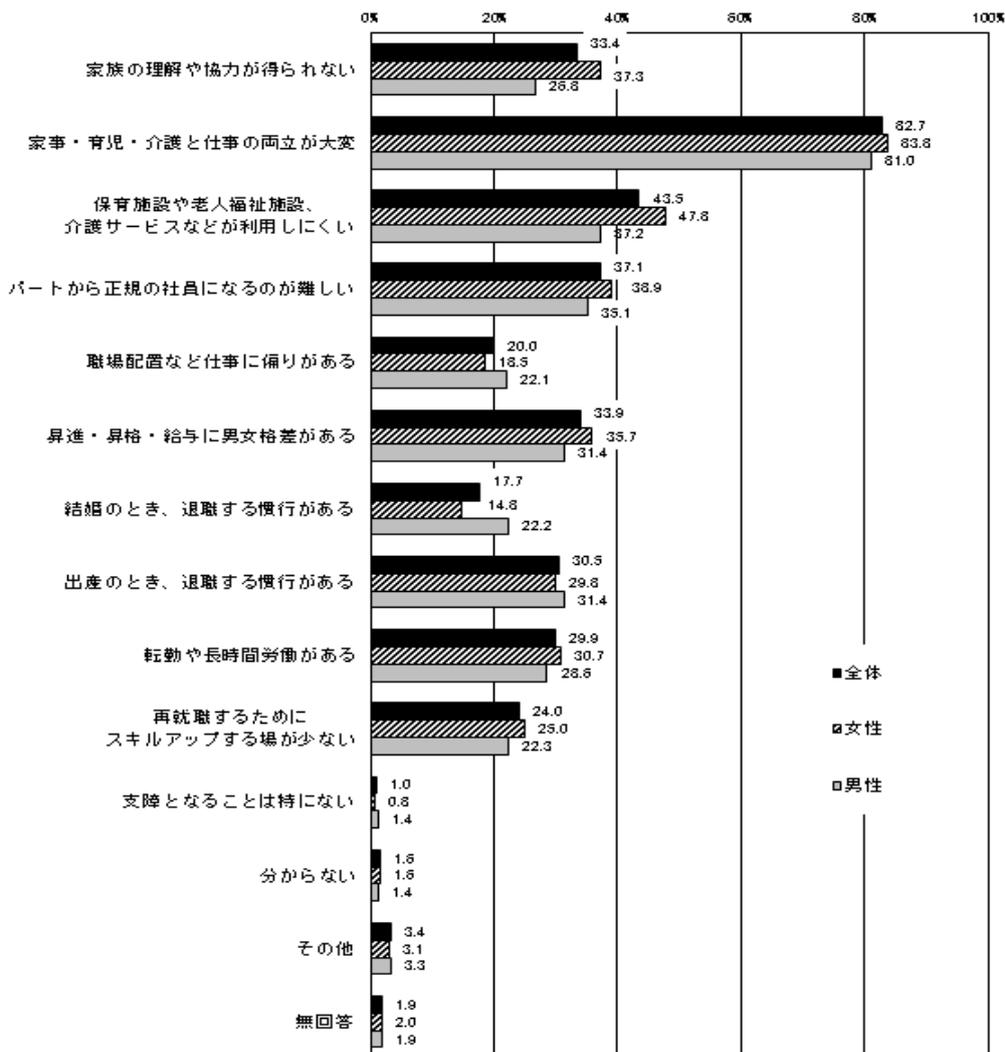
【現状と課題】

女性が経済的に自立することは、経済社会の活性化という視点のほか、男女共同参画社会を実現するという視点からも重要なことです。

今までの政治的、歴史的背景から、「男性は仕事、女性は家事や育児」「女性は男性によって養われるもの」という役割分担意識が根強く、母子家庭における貧困等の課題も指摘されています。

女性が、家事や育児、介護と仕事の両立による過度な負担を抱えることなく、自ら望む生き方を実現するために、さまざまなライフスタイルやライフステージにあった多様な働き方への支援が必要です。

図 18 女性が働く上で支障となること



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

【基本施策】

(1) 女性の就業機会の拡大

女性の就労における能力開発の支援や再就職に向けた講座・相談の実施による雇用機会の拡大に取り組みます。

(2) 多様な働き方に対応するための支援

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」や「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」を浸透させ適正な労働条件を確保するなど非正規雇用で働く女性を支援するほか、育児にあわせた短時間勤務など、ライフステージにあった多様な働き方の実現に資する相談の実施や情報提供に取り組みます。

(3) 起業に対する支援

起業や経営に関する各種講座や相談、情報提供など、女性が自分のライフスタイルにあった働き方をするための支援に取り組みます。

基本的方向 3 《女性の活躍に取り組む企業への支援》

【現状と課題】

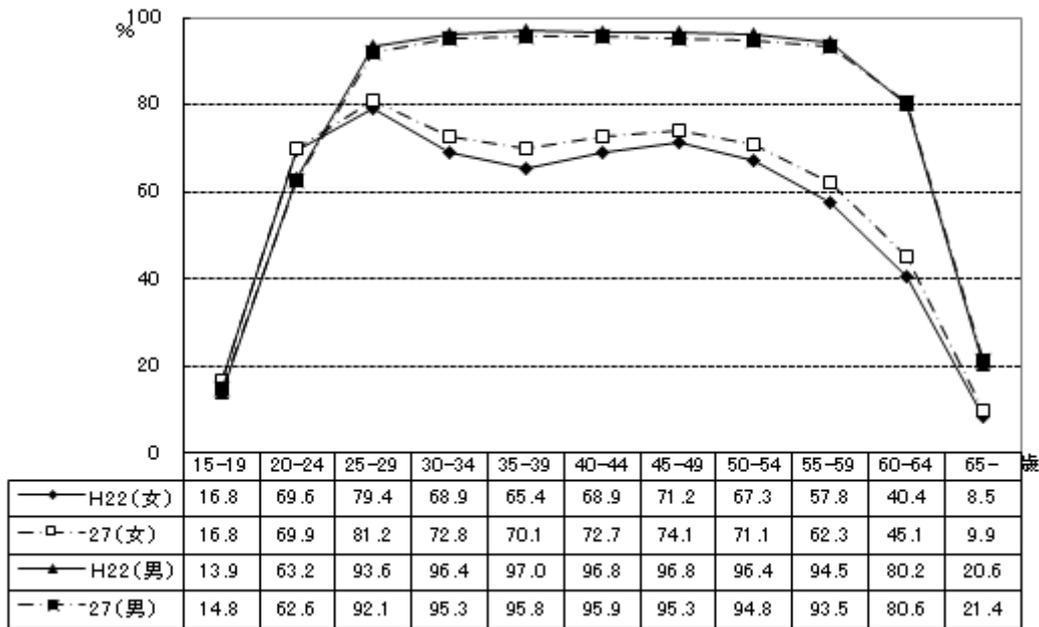
企業における女性の活躍を促進するためには、活躍の場となる各企業において積極的かつ主体的に取組が実施されることが重要です。

札幌市の女性の労働力率をみると、M字カーブは緩和されていますが、解消には至っていません。また、女性の正規雇用者割合は全国と比べて低く、賃金も低位な状況です。

このように、働く場面において女性の力が十分に発揮できているとはいえず、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、女性が多く活躍している企業やロールモデルに関する情報を広く提供する取組などが求められます。

また、社会全体において女性の活躍を推進していくためには、雇用の多くを占める中小企業に対する支援が必要です。

図 19 男女別労働力率の推移(札幌市)



<備考>総務省「国勢調査」より作成

図 20 男女別雇用形態比率(札幌市)

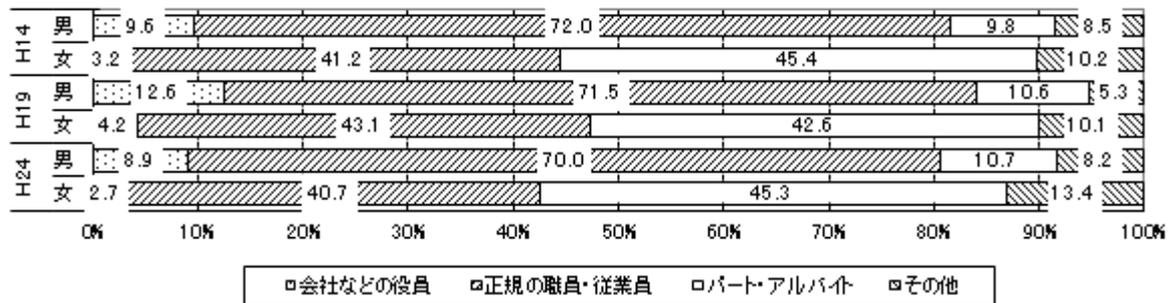
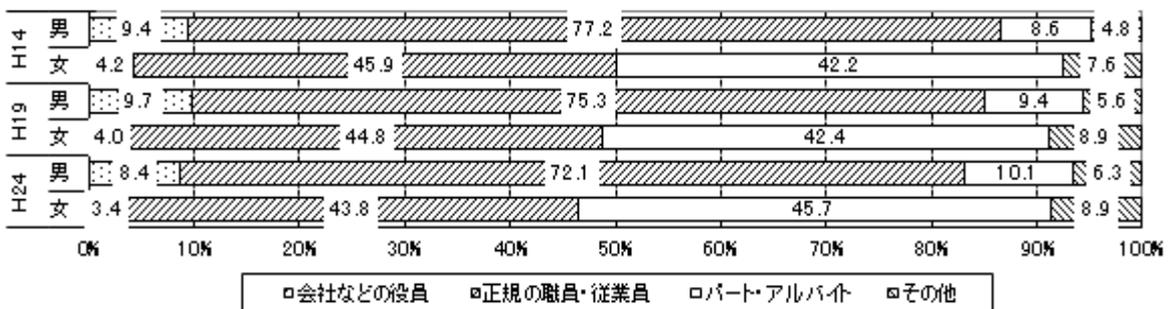


図 21 男女別雇用形態比率(全国)



<備考>総務省「就業構造基本調査」より作成

【基本施策】

(1) 企業における女性の活躍を促進するための啓発活動の充実

企業で活躍している女性のロールモデルの紹介や、先進的な取組を行う企業の事例に関する情報提供など、女性だけではなく、経営層や管理職を含めた企業全体の意識の改革に向けた取組を行います。

(2) 女性の活躍に積極的に取り組む企業への支援

長時間労働の是正と生産性の維持の両立に向けた取組、テレワークやフレックスタイム制などの環境の整備、企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進など、女性の活躍に積極的に取り組む企業に対し、その実情にあわせた支援を行います。

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重

基本的方向 1 《生涯を通じた男女の健康支援》

【現状と課題】

「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」という考え方は国連などでも指摘されているように、女性の人権の一つとして、重要なことです。

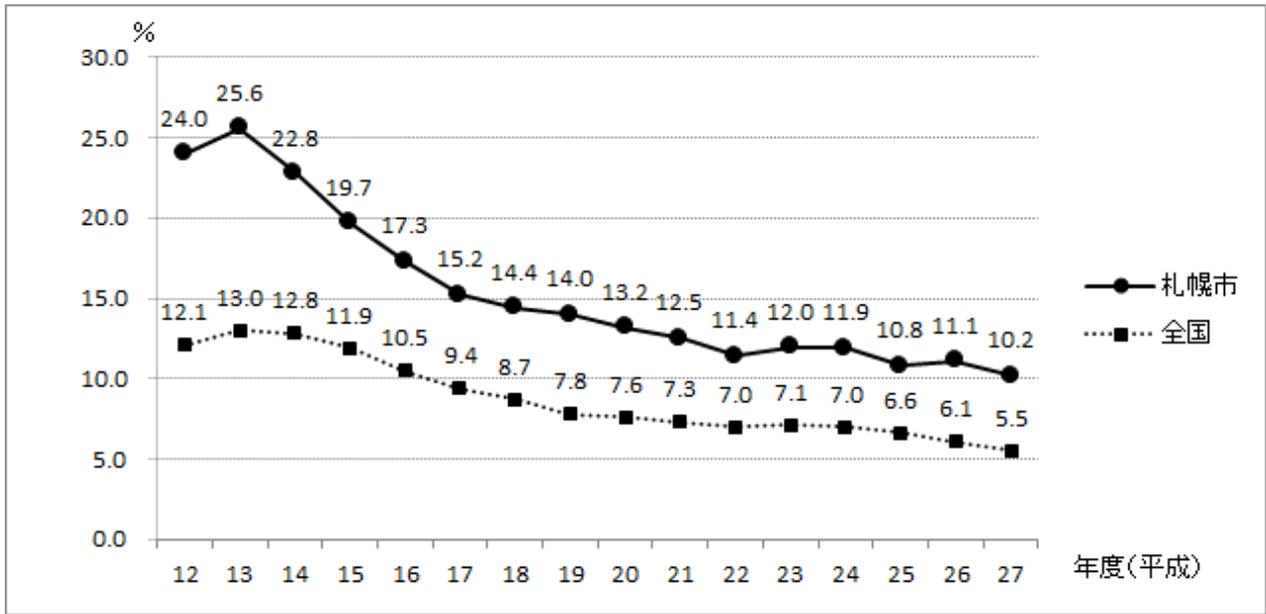
女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、さまざまな女性特有の問題を抱えることもあります。このため、女性が生涯を通じ、自分の体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うため、性と生殖に関する健康と権利の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実、男性に対する啓発など総合的な取組が必要です。

また、低年齢層の性感染症や薬物乱用が依然として社会問題となっています。

札幌市においては、全国に比べ人工妊娠中絶率も高い傾向にあり、これらは、自分自身の健康に害をもたらすだけでなく、次世代への悪影響が懸念されます。

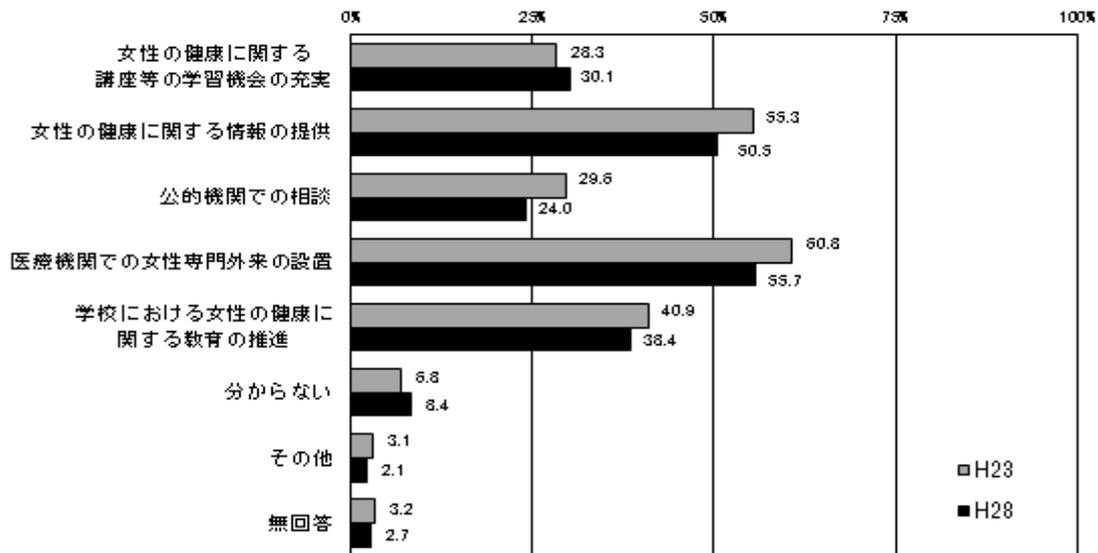
性別に関わらず、学校や家庭において、生命尊重・人権尊重の観点から性にかかわる教育等の啓発をしていくことが必要です。

図 22 10代の人工妊娠中絶率(女子人口千対)の推移



<備考> 札幌市:札幌市衛生年報、全国:厚生労働省「衛生行政報告例」より作成

図 23 女性の生涯にわたる健康づくりのための支援策として必要だと思うこと



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

【基本施策】

(1) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識の普及
性と生殖に関する健康と権利に関する意識を広く市民に浸透させ、女性の妊娠・
出産に関わる機能の重要性や、妊娠・出産・避妊を選択する女性の権利を男女双方
が理解するような意識の啓発に取り組みます。

(2) 生涯を通じた男女の健康保持・増進

生涯を通じた男女の健康の保持・増進のための本人及びパートナーの思春期、妊
娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージや心身の状況に応じた正しい情報
の提供や支援を行うほか、健康診査体制の強化及び健康づくりに向けたさまざまな
取組を行います。

(3) 男女共同参画の視点による学校・家庭における性にかかわる教育の充実

児童生徒に対して、人権尊重を基盤とした医学的な見地からの正しい性にかかわ
る教育を実施し、性に関する自己決定能力を育む取組のほか、親に対する情報提供
など、家庭での性にかかわる教育の必要性についての啓発に取り組みます。

基本的方向 2 《多様な性のあり方への理解の促進と支援》

【現状と課題】

典型的とされていない性自認や性的指向をもつ性的マイノリティは、近年の民間調
査などで人口の 8%前後の割合で存在しているとされていますが、理解が十分に進ん
でおらず、その多くが日常生活において深刻な困難を抱えている実態が明らかになっ
てきました。

また、性的マイノリティの自殺念慮の高さが指摘されており、国においても、性的指
向や性自認について人権課題として取り上げています。

誰もが生きがいと誇りをもつことができる社会の実現のためには、多様な性・性別
のあり方に対する理解の促進と、性的マイノリティや周囲の人々が抱える困難の解消
に向けた支援が必要です。

図 24 性的指向に関し起きていると思う人権問題

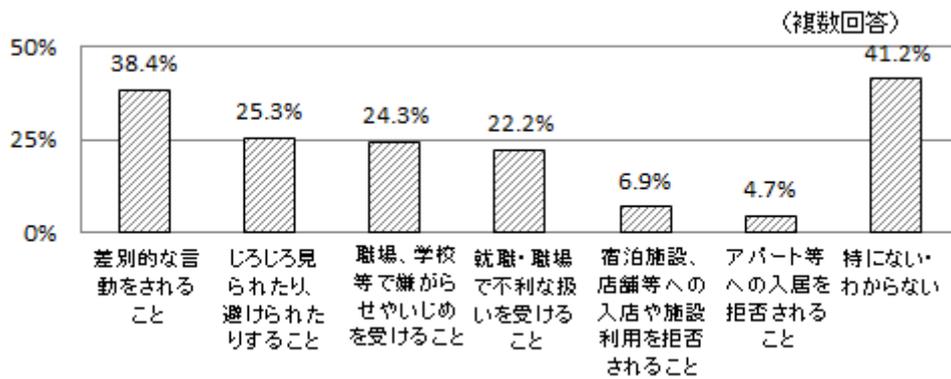
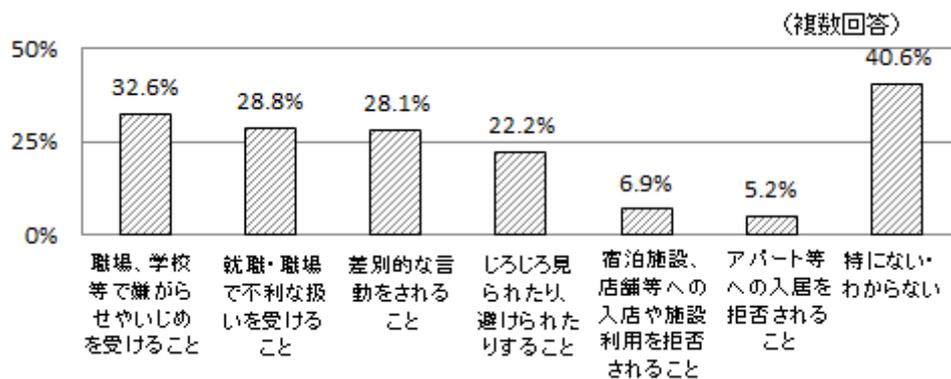


図 25 性同一性障害者に関し起きていると思う人権問題



<備考>平成 24 年内閣府「人権擁護に関する世論調査」より作成

【基本施策】

(1) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

性の多様性について市民理解の促進に取り組むほか、パートナーシップ宣誓制度などさまざまな困難を抱える性的マイノリティに対する支援に取り組めます。

基本目標Ⅳ

女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本的方向 1 《暴力を許さない社会づくりの推進》

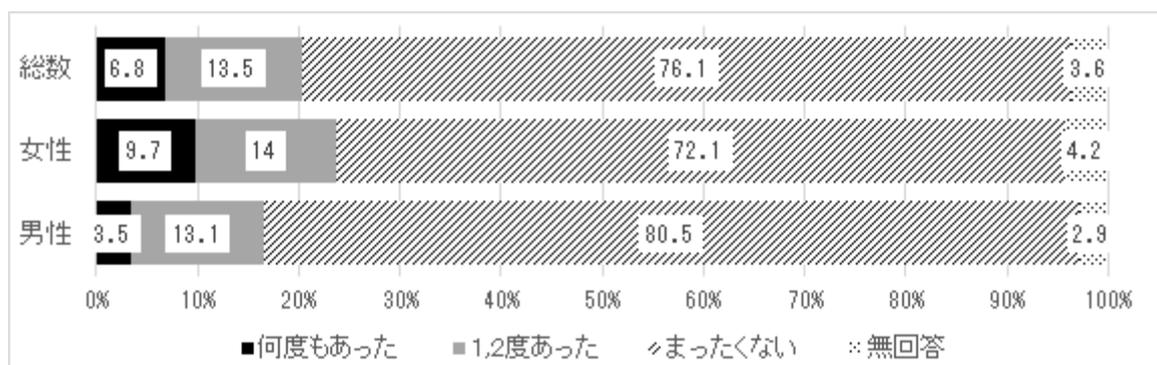
【現状と課題】

暴力は、重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも許されるものではありません。特に女性に対する暴力は固定的な性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であることを考え合わせると、引き続き、手厚い対策が必要です。

暴力は個人の問題ではなく、多くの人々に関わる社会的問題であるという認識を市民に広く浸透させ、暴力による人権侵害を起こさないための啓発を行うこと、特に、交際経験の少ない若年層に対して、被害者にも加害者にもならないために、お互いに尊重できる関係性の大切さを教える人権教育を進めていくことが重要です。なお、配偶者等からの暴力や性暴力等の被害者の多くは女性ですが、男性、性的マイノリティの被害もあります。女性への支援とともに、すべての被害者への対応が求められます。

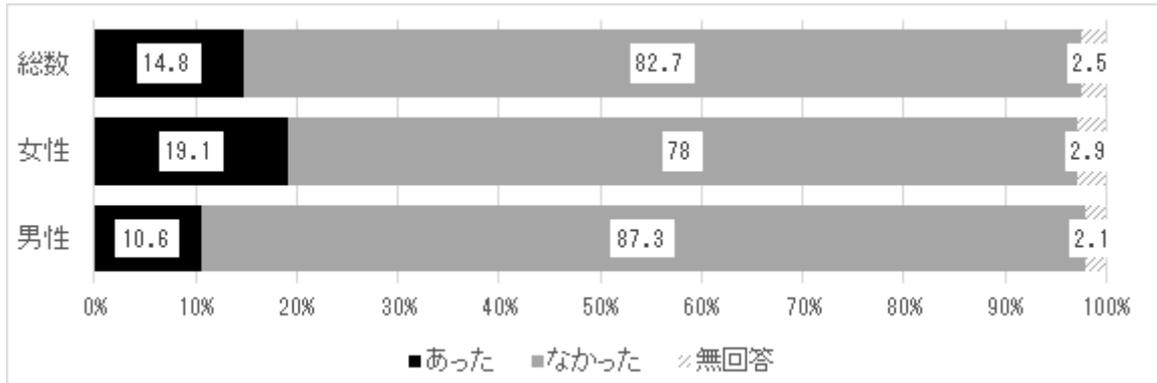
また、加害者更生を含む加害者対策については調査研究段階にあり、国や他機関の取組について情報の収集や動向把握に努める必要があります。

図 26 配偶者からの被害経験の有無(全国)



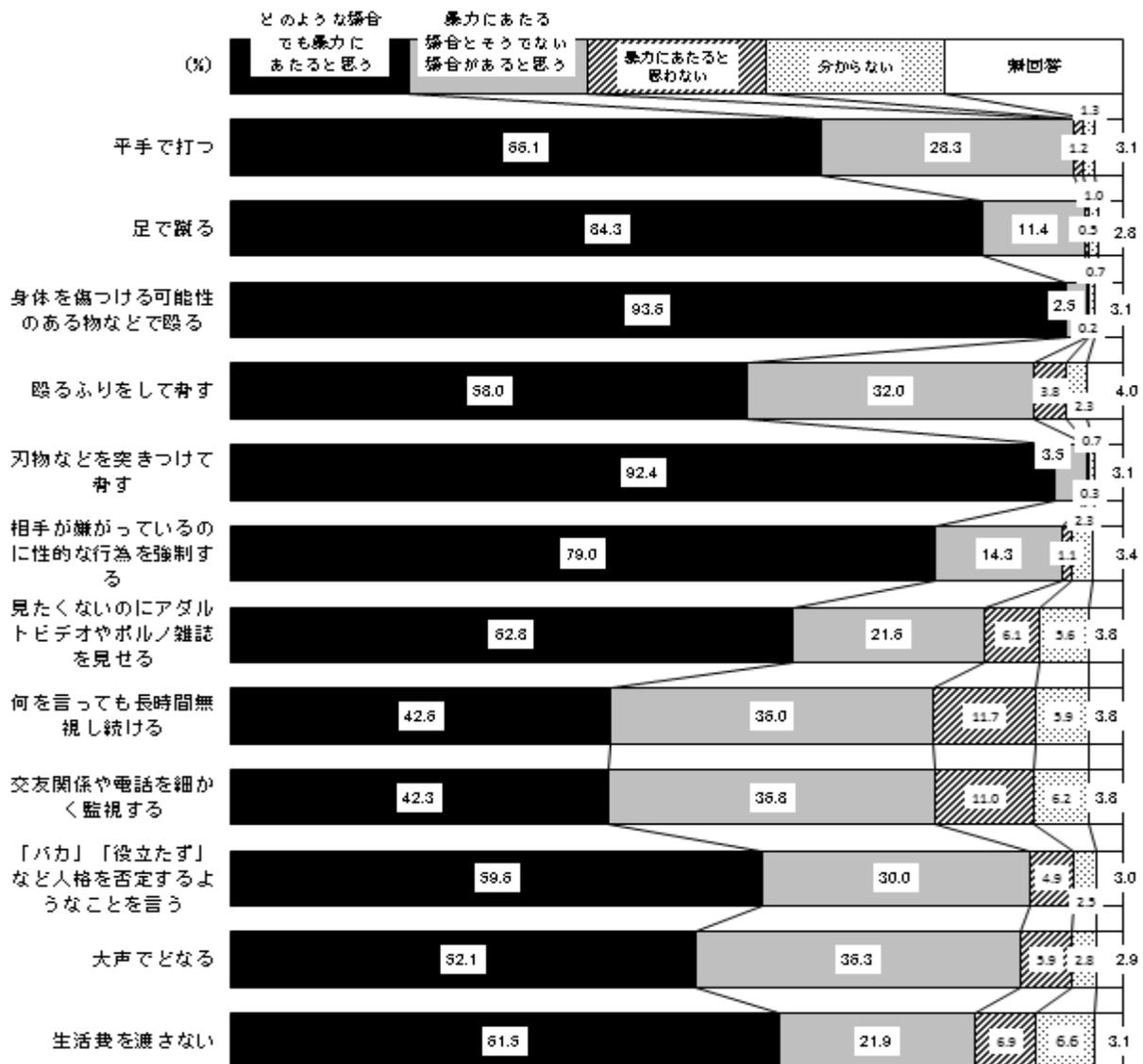
<備考>内閣府「平成 26 年男女間における暴力に関する調査」より作成

図 27 交際相手からの被害経験の有無(全国)



<備考>内閣府「平成 26 年男女間における暴力に関する調査」より作成

図 28 配偶者やパートナー間での行為についての暴力としての認識



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

【基本施策】

(1) 配偶者等からの暴力に関する普及啓発の強化

DVなど女性に対するあらゆる暴力の防止に向けて、DV等に関する正しい知識・現状を、さまざまな媒体を利用して、関係部局と連携しながら効果的に周知・啓発していきます。

〈主な取組〉

(ア) 配偶者等からの暴力の防止にかかるパンフレット・カードなどを、さまざまな機会を活用して広く配布し、市民への意識啓発に取り組みます。

(イ) 女性に対する暴力をなくす運動期間などに、DVや性暴力に加えて、さまざまな複合的な暴力の防止に向けた啓発を実施します。

(2) 暴力未然防止を目指した若年層への予防教育の推進

若年層に対する暴力未然防止の講座を実施するほか、男女平等教育を含む人権教育を推進していきます。

〈主な取組〉

(ア) 学生を対象としたデートDV防止講座について、より若年層に拡充して進めます。

(イ) 男女平等教育及び性にかかわる教育の指導の充実のため、発達段階に応じた指導資料を活用します。

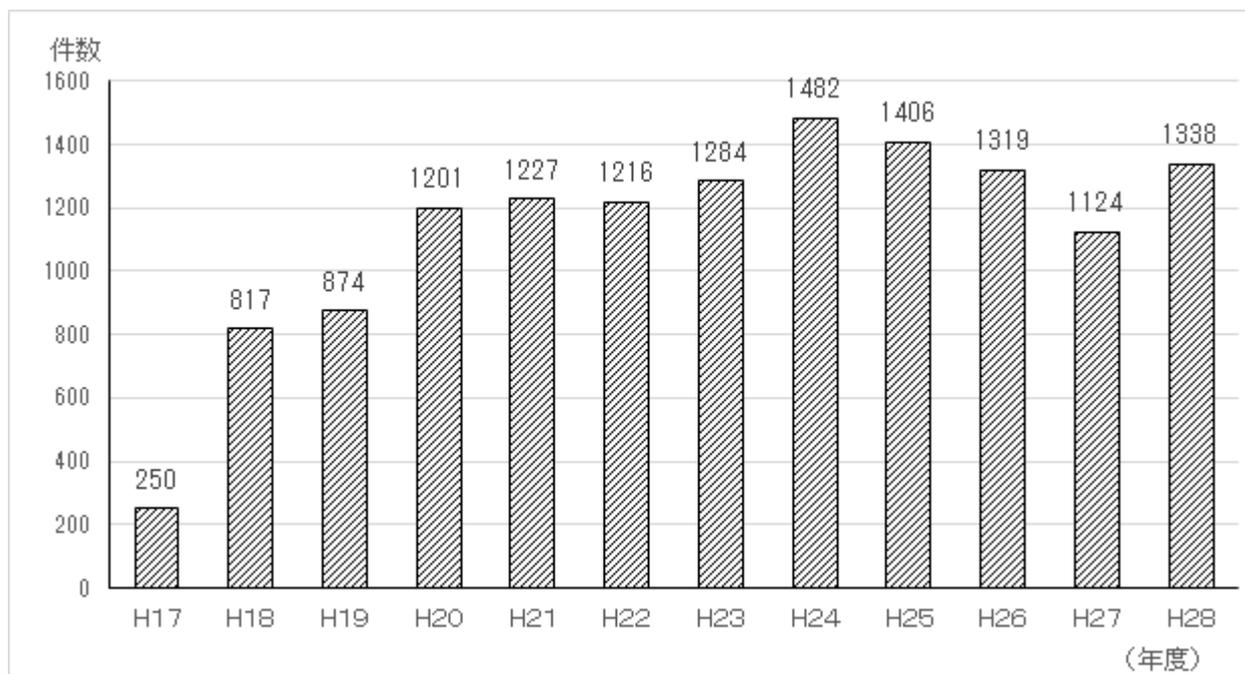
基本的方向 2 《DVに関する総合的な支援体制の強化》

【現状と課題】

国は、平成 13 年(2001 年)4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

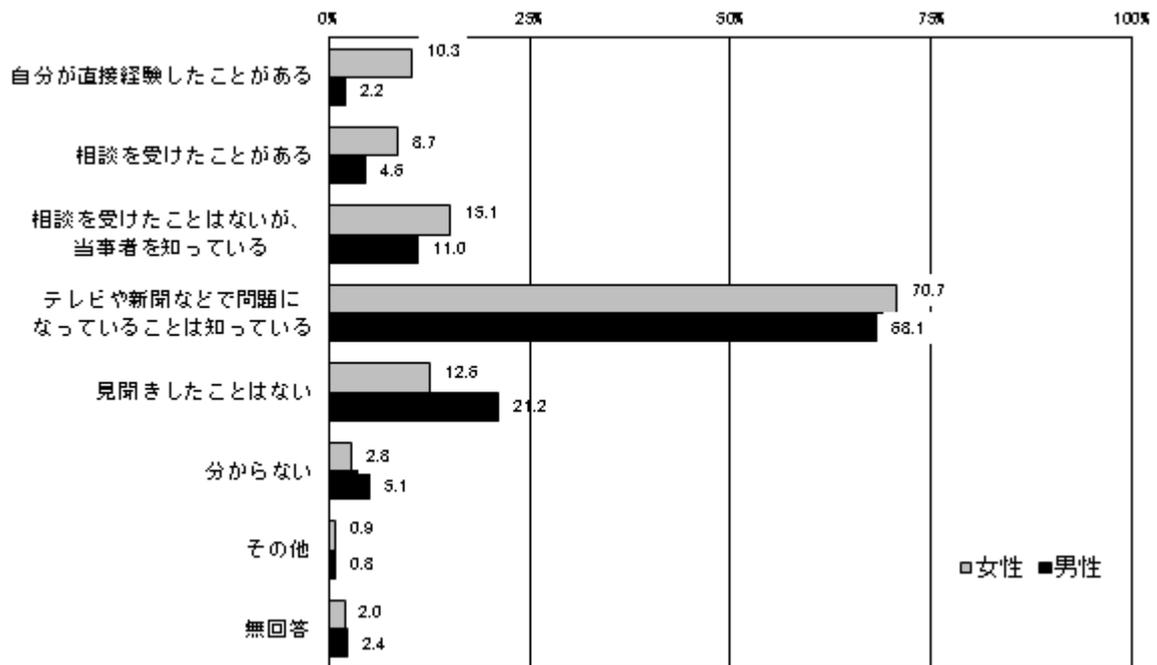
札幌市においても、平成 17 年(2005 年)11 月に札幌市配偶者暴力相談センターを開設し、その後、相談センターの相談員の体制を拡充したり、電話回線を増やすなどして、被害者の支援体制の充実を図ってきました。しかし、行政等公的な相談先への相談割合はいまだに低い水準であるため、関係機関と連携しながら、今後さらなる取組が必要です。

図 29 札幌市配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



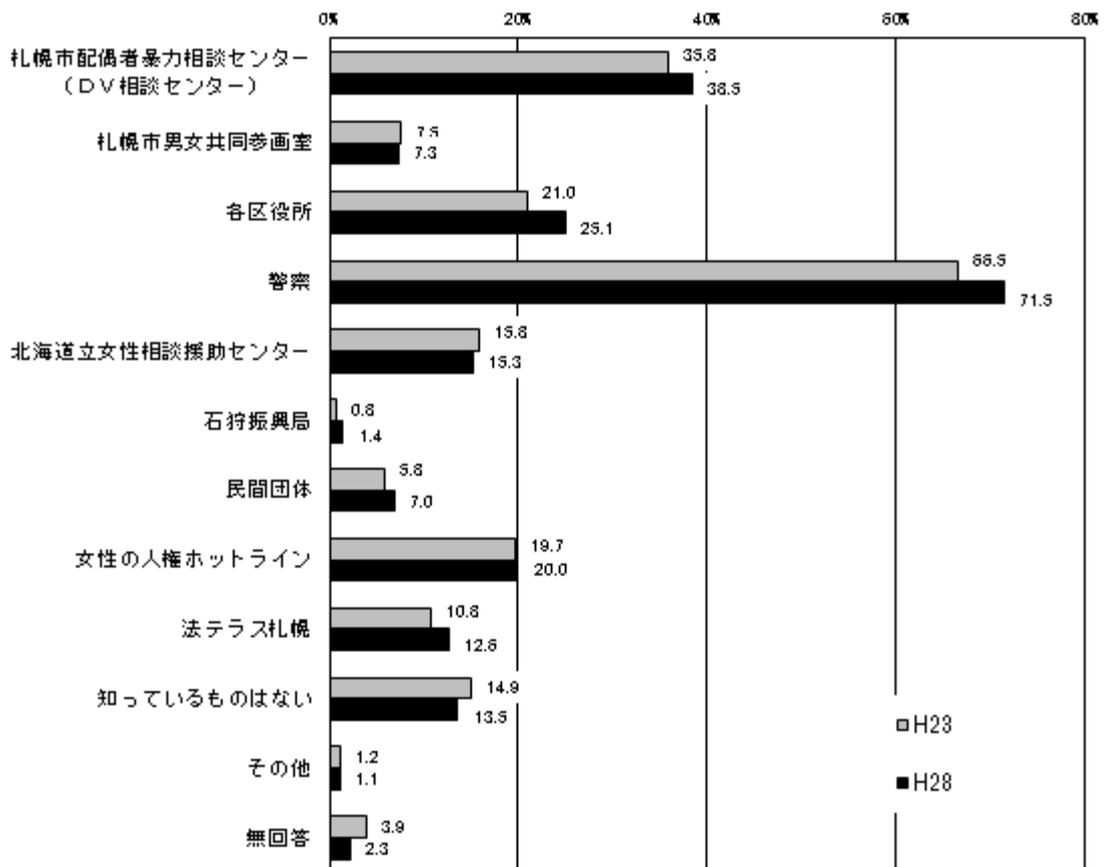
<備考>札幌市市民文化局調べ

図 30 ドメスティック・バイオレンス(DV)の経験について(男女別)



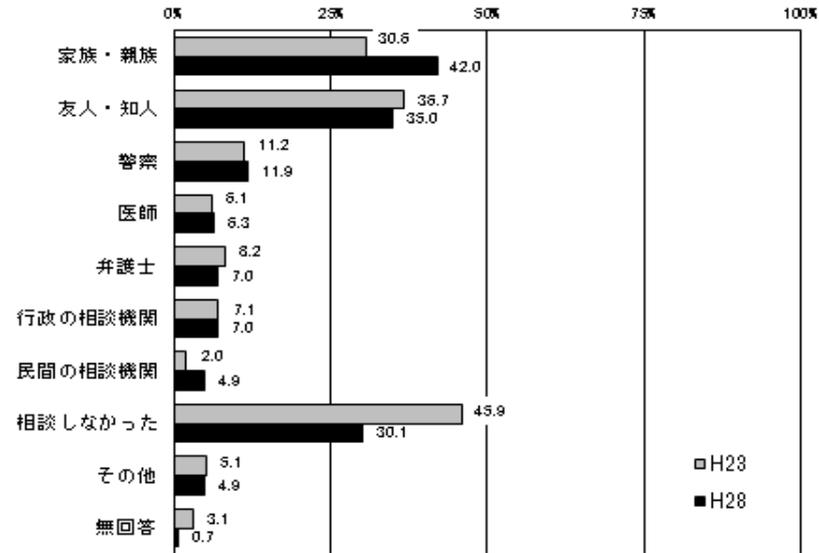
<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 31 ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談窓口の認知度



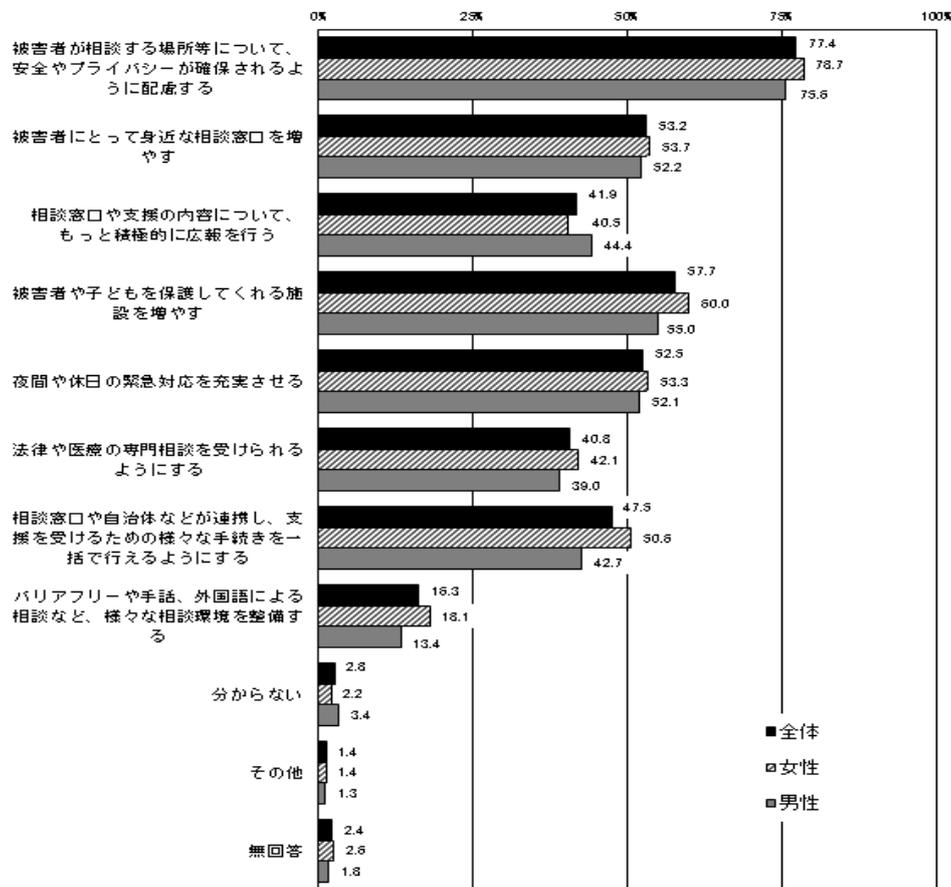
<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 32 ドメスティック・バイオレンス(DV)を経験した際の相談先



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

図 33 ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者が相談しやすくするための取組



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

【基本施策】

(1) 早期相談の促進

DVの被害が深刻化する前に、被害者が早期相談をするよう、さらに、周囲の人がDVに気づいて、被害者に相談を促すよう、DV問題の重大さや専門相談窓口について、若年者から高齢者に至るまで、広く市民への周知の強化に取り組んでいきます。

<主な取組>

- (ア) 被害の潜在による深刻化の未然防止を図り、早期相談を促進するため、被害者の年代などに合わせた効果的な啓発活動を工夫するほか、庁内連携を推進していきます。
- (イ) DVが多くの人に関わる社会的問題であるという認識を広げるため、区役所来庁者へ向けたパネル展や、市民団体と共同した女性に対する暴力防止の啓発行事などを実施します。

(2) 相談体制の充実

市内における相談件数が増加傾向にある中、被害者の立場に配慮した、態様に応じた的確な相談対応を行います。

<主な取組>

- (ア) 被害者の抱える問題を的確に理解し、解決に向けた情報提供や助言を行うため、被害者の立場に立った対応を引き続き行います。また、若年層や高齢者、性別や障がいの有無など、被害者の態様に配慮した情報提供を引き続き行います。
- (イ) 市民に身近な窓口である区役所において、必要な情報を提供し、適切な助言を行うため、母子・婦人相談員による相談を引き続き行います。

(3) 被害者対応機関との連携強化

DVの認識が広がるに伴い、高齢者、障がい者からの相談も増加が見込まれ、さらに、被害者自身の状況や相談内容が多様化する中、安全確保を図りながら、的確な対応・情報提供を行っていくために、被害者に対して相談、支援等を行う関係機関との連携強化に取り組めます。

＜主な取組＞

- (ア) 被害者や同伴した子どもへの適切な対応と連携強化を図るため「配偶者等からの暴力関係機関会議」等において、北海道をはじめとする関係機関と連携し、情報交換や事例検討などを引き続き行います。
- (イ) 高齢者や障がい者、子どもを同伴しているなどの被害者の態様や暴力の形態に応じた対応と、切れ目のない支援を行うため、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所、児童相談所など、関係機関との連携を行います。
- (ウ) DVの特性の理解、被害者の安全確保及び二次的被害の防止を図るため、被害者対応をする部局を中心に、市職員に対する研修を行います。

(4) 人材育成の推進

相談等に携わる職員（以下「相談員」という。）が配偶者暴力の特性を理解し、被害者の安全を確保しながら的確に対応できるよう、十分な知識や技術を習得し、資質向上を図ります。加えて相談員自身の精神的負担を考慮して、相談員同士の連携と専門家からの助言を受けられるような体制づくりに取り組みます。

＜主な取組＞

- (ア) 相談員には、多様かつ細心の支援知識が求められるため、専門研修の内容充実を図ります。また、関係部局・機関との連携により、合同研修や相互交流などを実施します。
- (イ) 相談員の心身の健康を保つため、事例研究等のケース検討の実施や、組織全体で対応する体制や仕組みを検討します。

基本的方向 3 ≪DV被害者の安全確保の徹底と自立生活再建のための支援体制の整備≫

【現状と課題】

札幌市では、DV被害者が自立に至るまでの間、被害者に係る情報保護の徹底を図るほか、住居、就業などの生活支援や同伴児への支援など、安心して暮らせる状況を確保するためのさまざまな支援を、関連部局や関係機関が連携して取り組んでいます。今後も被害者の安全確保や自立支援のための適切な情報提供を行うほか、一時保護や自立のための支援施設の提供などを行うことが必要です。

【基本施策】

(1) 安全かつ迅速な一時保護体制の充実

加害者からのさらなる暴力を防いであうえで、速やかに被害者やその子どもが安全と安心を取り戻すため、一時保護の制度充実に努めます。

<主な取組>

(ア) 被害者が暴力から逃れて心身の安全を確保するため、一時保護が必要とされる場合に制度についての適切な情報提供を行うとともに、北海道をはじめとする関係機関と連携し、安全かつ迅速に一時保護施設へ保護されるよう努めます。

(イ) 当面の生活を確保し一人ひとりの心身の状況に応じた支援を行うため、DV被害者が利用できる緊急一時保護事業を引き続き実施します。

(ウ) 公的な一時保護施設を補完する民間シェルターへの助成を引き続き行います。

(2) 安心して暮らせる生活の確保

DV被害者が加害者の追跡から身を守るために、住み慣れた居所を離れて新たな生活を安心して始めるためのさまざまな支援を行います。また、一時保護施設退所後の安全な生活再建のために、関係機関と連携した支援を実施します。

<主な取組>

(ア) 被害者の安全確保のため、保護命令制度が適切に利用されるよう情報提供を行い、申し立てにあたっての助言、警察や裁判所との連絡調整などの支援を行います。

(イ) 加害者からの追跡を防ぐため、住民基本台帳事務における支援措置により、被害者情報の保護を引き続き図ります。また、関連部局では対象となった被害者の情報管理の徹底により安全の確保を図ります。

(ウ) 一時保護施設を退所した後も、自立に向けた準備に、継続した指導・助言を必要とする被害者のため、自立までの中間施設としてステップハウス事業を引き続き実施します。

(エ) DV被害者の住居確保を支援するため、市営住宅の当選確率を高める優遇措置を引き続き行います。

(3) 被害者の自立に向けた適切な情報提供及び総合的な支援

暴力の影響により心身の回復に時間がかかったり、経済的生活基盤を確立できず、貧困に悩む被害者に対して、関係機関と連携しながら、それぞれのおかれた立場に応じた総合的な支援を進めていきます。

<主な取組>

- (ア) 被害者の自立のために各種自立支援事業について情報提供するとともに、関係機関等へ手続きにおもむく際の付き添い支援(同行支援)を状況に応じて行います。また、安全な生活再建のため、健康保険の被扶養者脱退のための証明、及びDVに関する相談等をしている旨の証明を発行します。
- (イ) 被害者の心身の健康を回復させるため、心理学的な指導その他の必要なケアを行います。
- (ウ) ひとり親家庭等になった場合の経済的自立の促進のため、就業に向けた知識や技能を習得する各種講習会の実施や、児童扶養手当及び児童手当制度、母子寡婦福祉資金貸付制度についての情報提供を行います。
- (エ) 同伴児がいる場合の養育費に関する問題解決のため、母子・婦人相談員、母子寡婦福祉センター、弁護士等による養育費に関する相談を実施します。
- (オ) さまざまな事情により生活に困窮する方からの相談を受け付ける窓口を設置し、被害者からの相談に対しては、関係機関との連携により、各種制度の利用に関する情報提供、関係機関との連絡調整を行い、本人の状況に応じて、支援計画の作成による継続的な支援を行います。

(4) 子どもに対する各種支援の強化

被害者の子どもに対して、学校、児童相談所などと連携し、安心して生活できる環境を整え、教育や心理面における支援を引き続き行うほか、DVからの避難による生活環境の変化を踏まえた学習面の支援に取り組みます。そして各種支援について、積極的に情報提供を行います。

<主な取組>

- (ア) 被害者の同伴児は一時保護施設等に入所するなど、環境の変化が大きなストレスとなり日常生活に影響することもあるため、要保護児童対策地域協議会等を活用し、関係機関と連携した長期的な支援を検討していきます。

- (イ) 生活保護世帯の中学生に学習の場を提供するさっぽろまなびのサポート事業や、ひとり親家庭の児童の基礎学力の定着等を図るひとり親家庭への学習支援ボランティア事業等により、一時保護やその後の生活環境の変化で学習が遅れがちな児童に対する学習面での支援を行います。
- (ウ) 環境の変化などにより子どもが抱える不安や悩みの教育相談を行うため、教育支援センターやスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用します。
- (エ) 児童に対しても、面前で行われるDVは心理的虐待にあたるため、18歳未満の児童に関する各種相談及び支援を行います。
- (オ) 民間シェルターに入所した被害者の同伴児の支援に引き続き取り組みます。

基本的方向 4 《性暴力に関する啓発と被害者の支援》

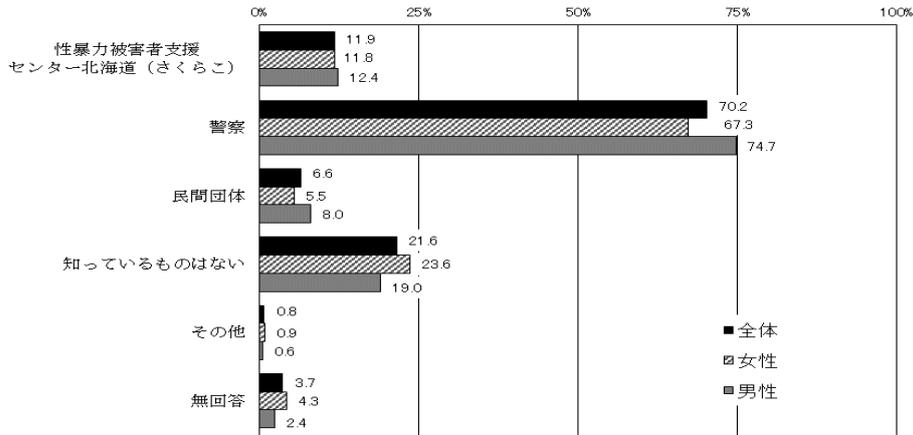
【現状と課題】

札幌市では、平成 24 年 10 月に北海道と共同設置でワンストップ支援センターとなる性暴力被害者相談センター北海道 SACRACH(さくらこ)を開設し、潜在化しやすい性暴力被害者への支援を積極的に行っています。

近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを利用した性暴力の形態が多様化しています。また、平成 29 年 7 月の刑法改正により、従来は女性のみが被害者とされた強姦罪が、強制性交等罪として男性も被害者に含まれました。今後も、よりさまざまな支援が必要とされています。

さらに、複数の困難な状況を抱えていることから、性的、経済的に搾取され貧困に陥る若年女性が多く存在し、その貧困を理由とする性の商品化など新たな形の暴力に対して、的確な対応が求められます。

図 34 性暴力被害相談窓口の認知度



＜備考＞平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

【基本施策】

(1) 性暴力に関する啓発と被害者の支援

潜在化しやすい性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知啓発を実施するほか、引き続き被害者への支援を実施します。

基本目標Ⅴ

男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

基本的方向 1 《人権尊重を基盤にした男女平等教育の推進》

【現状と課題】

一人ひとりの個性と能力を認め、互いを「個」として尊重し合い自立する精神を育むことは、男女共同参画社会を実現するための基盤となるものです。性別に関する人々の意識の形成にあたっては、教育の果たす役割は極めて大きく、男女共同参画の視点に基づく教育や学習を推進することが重要です。

また、進路指導や生徒指導などにおいても、性別による固定観念にとらわれず、人権意識、権利義務意識、職業意識について、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れて啓発していくことが必要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 人権尊重を基盤にした男女平等教育の一層の推進

学校教育活動全体を通じて、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育を一層推進します。

基本的方向 2 《男女共同参画の学習の推進》

【現状と課題】

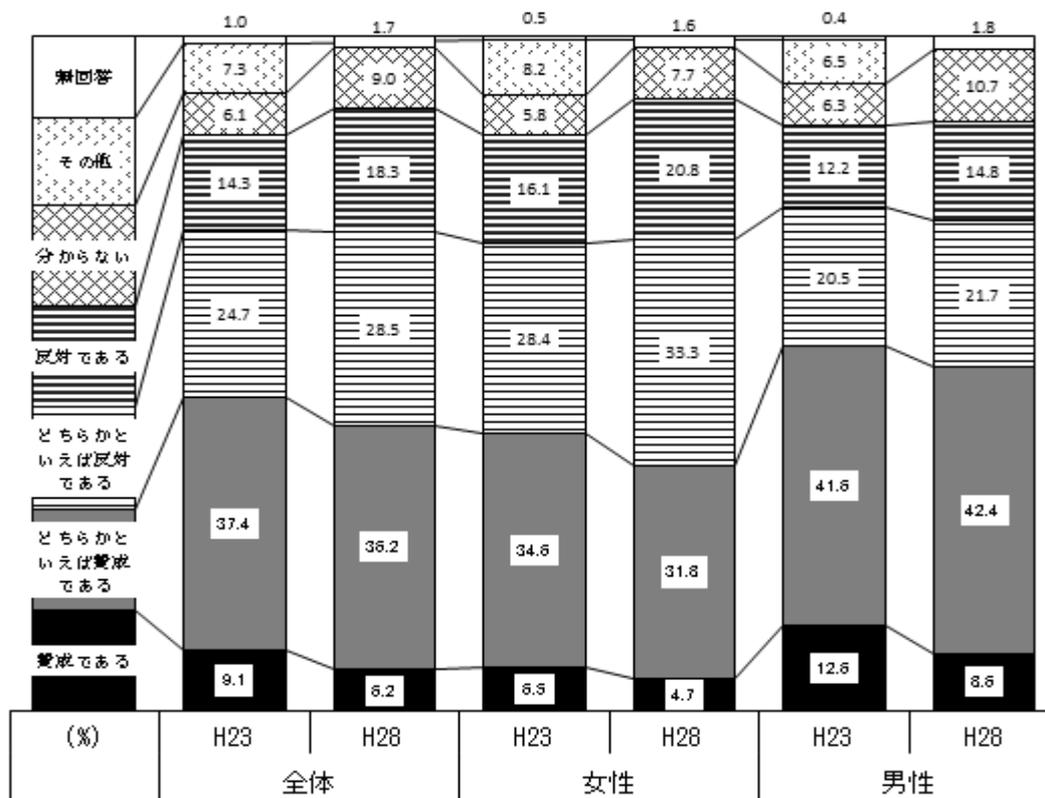
長い時間をかけて形成された「男性は仕事、女性は家事や育児」という意識等はまだまだ残っているのが現状です。

このため、日常生活の身近な固定的性別役割分担の存在に気づく機会を多く作り、繰り返し男女共同参画についての関心を高めながら、市民の意識の変化を促していくことが重要です。

男女共同参画の視点に立った意識改革を行うために、市民の自主的な取組や男

女共同参画に関する活動に取り組む団体等への支援など、市民と協力しながら取り組む必要があります。

図 35 男は仕事、女は家事や育児という考え方について



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第 15 条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

【基本施策】

(1) 男女共同参画に関する学習の推進

子どもから大人まで幅広い市民に男女共同参画についての理解を深めてもらえるよう、地域等さまざまな場で人権や男女共同参画に関する身近な課題の学習ができる機会を提供します。

(2) 男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

一人ひとりが個性と能力を発揮して自分の生き方を自由に選択するための学習や、男女共に生活力を身に付け自立の意識を醸成するための学習など、男女共同参画

に資する学習機会を提供します。

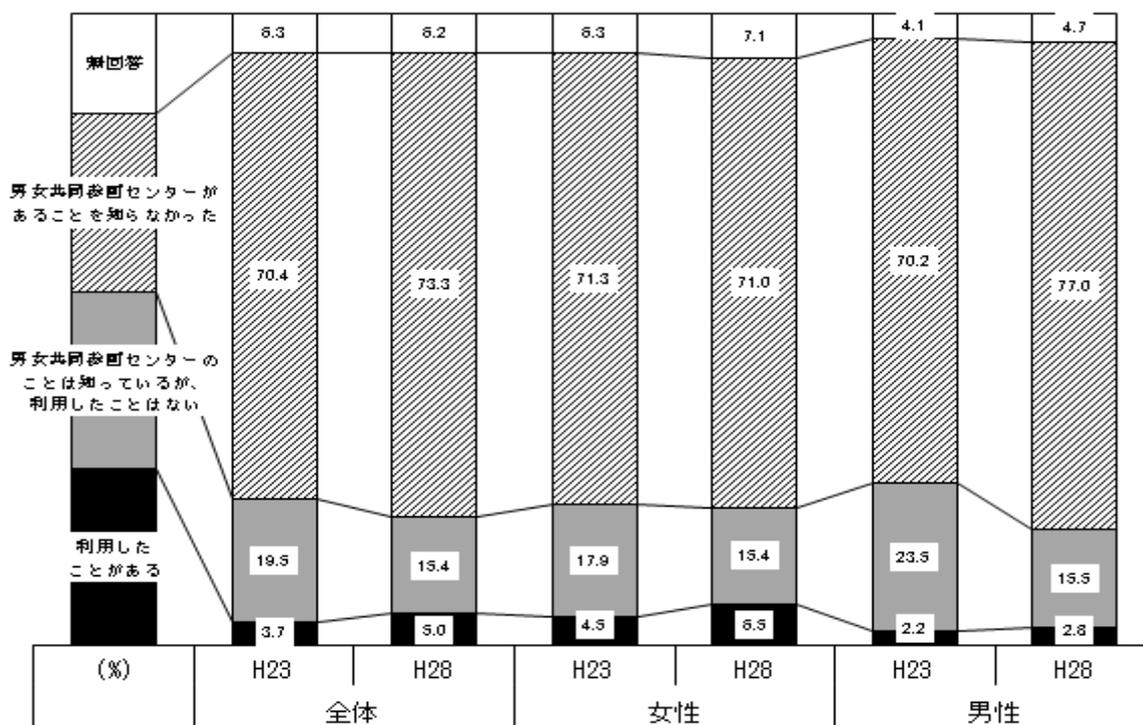
基本的方向 3 《男女共同参画の活動拠点の充実》

【現状と課題】

札幌市男女共同参画センターは、男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設として、平成 15 年(2003 年)9 月に設置され、活動拠点としての機能(場の提供)のほか、女性が力を発揮するための支援や男性の生活面での自立支援、男女共同参画意識の啓発などを目的とする各種講座や情報提供、相談支援などさまざまな事業を展開してきました。しかし、平成 28 年(2016 年)7 月に札幌市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、その認知度は 20.4%に留まっています。

札幌市の男女共同参画を進めるためには、この施設の認知度をさらに高め、より広く市民に活用してもらうことが重要であり、今後は、情報発信の場としての機能強化や特色ある事業展開が必要です。

図 36 男女共同参画センターの認知度



<備考>平成 28 年度男女共同参画に関する市民意識調査

札幌市男女共同参画推進条例

第 16 条 2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

【基本施策】

(1) 男女共同参画センターにおける事業展開

男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点として、男女共同参画に関する市民の自主的な活動及び交流の支援や、調査研究、企画立案など各種事業を展開するほか、相談支援体制の充実に取り組めます。

(2) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

男女共同参画に関するイベントや団体、関係図書など、各種情報の収集・提供・発信の充実に取り組めます。

第 5 章 プランの推進にあたって

1 プランを進めるにあたっての姿勢

本プランでは、審議会での意見を踏まえ、次の 3 つの考え方に基づいて、取組を進めていきます。

(1) 人権尊重意識の醸成

男女共同参画社会の理念は、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に繋がります。幅広い分野に及ぶ男女共同参画の取組について、あらゆる人権に配慮し取組を進めていきます。

(2) 地域における課題の共有と解決の推進

少子高齢化がさらに加速する今後は、介護や育児、貧困などの課題を、すべての人々の生活の本拠である地域において共有し、それぞれの地域資源を活かして解決に繋げていくことが必要です。地域において、住民がつながり支え合う取組を推進します。

(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供の充実

国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきた経緯がある男女共同参画は、国内外の潮流を踏まえることも必要です。情報の積極的な収集と効果的な提供に努め、市民や企業、地域などの先導的役割を果たすことを目指します。

2 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めていくために、計画に掲げられた施策等の適切な進行管理及び評価を行います。

札幌市男女共同参画推進条例

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(1) 男女共同参画さっぽろプランの進捗状況の評価と公表

計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする年次報告書の作成及び評価を行い、市民に公表するとともに、その後の取組に生かします。

3 男女共同参画の推進に向けた庁内推進体制の強化

男女共同参画施策を総合的に推進するためには、より一層関係部局との連携を深め、全庁を挙げて推進します。

札幌市男女共同参画推進条例

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第18条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 札幌市男女共同参画行政推進会議の活用

札幌市男女共同参画行政推進会議を開催し、全庁的に男女共同参画施策を推進します。

(2) 男女共同参画行政関連部局の連携強化

男女共同参画行政担当部局は、本庁及び各区の関連部局と連携して総合的に男女共同参画を推進します。

(3) 札幌市職員を対象にした男女共同参画に関する啓発

すべての職員に対する啓発を行うとともに、情報提供の充実を図ります。

4 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

男女共同参画の効果的な推進には、附属機関としての審議会の役割が重要です。

札幌市男女共同参画推進条例

第20条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(1) 札幌市男女共同参画審議会の機能発揮

条例に基づき設置された札幌市男女共同参画審議会の機能が十分に発揮されるよう努めます。

5 男女共同参画に関する調査研究の推進

札幌市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を効果的に取り入れられるよう、男女共同参画に関する市民あるいは企業に対する意識調査を継続的に実施するなど、引き続き調査研究を行います。

札幌市男女共同参画推進条例

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(1) 男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画施策が効果的に実施されるよう、各種調査研究を行います。

6 男女共同参画推進に向けた支援・連携

総合的に男女共同参画を推進するため、市民や企業、関係機関・団体との連携・協力を図ります。

札幌市男女共同参画推進条例

第 16 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 男女共同参画に関する市民等の活動支援

活動の場や情報の提供など市民や企業の主体的な活動の支援により、男女共同参画の推進を図ります。

(2) 関係機関・団体等との連携・協力

国や北海道の動きと連携し、協力し合いながら、効果的に施策を進めるとともに、関係機関・団体とも連携して総合的な取組を行います。

◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障がいとなるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第 1 条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第 2 条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第 3 条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 4 条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第 5 条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第 6 条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 2 部

第 7 条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第 8 条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第 9 条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第 10 条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障がい、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から

生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかなを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第 16 条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第 17 条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が

指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障がいに記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

◆男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団

体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の

区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 29 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

◆札幌市男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 7 日
条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 19 条)

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会(第 20 条)

第 4 章 雑則(第 21 条)

附則

日本国憲法では、すべての国民の基本的人権の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女は、性別により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこととされている。

そして、国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び男女共同参画社会基本法の制定等、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進んでいる。

また、札幌市においても、これまで、女性の自立と地位向上を図り、さらには、男女共同参画を推進するため、さまざまな施策を長期的、総合的に進めてきたところである。

しかし、社会全体では、男女の人権の尊重に関する認識がまだ十分であるとは言えず、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度・慣行や男女間の不平等な取扱いが依然として根強く残っていることから、男女平等の達成にはなお一層の努力が必要である。加えて、少子高齢化の進行、経済環境の変化や情報社会の進展等の社会情勢に対応する上でも、男女共同参画をより一層推進し、男女共同参画社会を実現することが緊要な課題となっている。

ここに札幌市は、男女共同参画を推進することにより、男女の人権が十分尊重され、豊かで活力のある社会を実現することが重要であるという認識の下、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人に不快感を与え、その者の職場などの生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として性別にとらわれることなく能力を發揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度及び慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度及び慣行によって直接的又は間接的に差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における共同責任を担い、かつ、職場、学校、地域その他の社会における家庭以外のあらゆる分野において活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性に関する理解を深め、性に関する個人の意思が尊重されるとともに、女性の性

と生殖に関する健康と権利が生涯にわたり尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する取り組み(積極的改善措置を含む。)を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、札幌市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するための推進体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会等における男女共同参画の推進)

第13条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行う場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めなければならない。

(広報及び啓発)

第14条 市は、情報提供、広報活動等を通じて、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発を行うものとする。

(教育及び学習の振興)

第15条 市は、市立学校等において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 学校その他の民間の団体及び事業者は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとし、市は、それに対する必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市民等に対する支援等)

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援し、又はそれと連携するた

め、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市は、別に条例で定めるところにより、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動の総合的な拠点施設を設置するものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 17 条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(苦情等の申出)

第 18 条 市民等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に対する苦情等があるとき、又は男女共同参画の推進を阻害すると認められるものがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受ける相談窓口を設置するとともに、当該申出を受けたときは、関係機関と連携して適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際的協調)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進が国際社会における取り組みと密接な関係があることを考慮し、男女共同参画の推進に当たっては、国際的連携を図るなど国際的協調に努めるものとする。

第 3 章 札幌市男女共同参画審議会

(札幌市男女共同参画審議会)

第 20 条 市長の附属機関として、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項について調査審議し、及び意見を述べること。

- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査審議し、及び意見を述べること。

- 3 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。この場合において、委員の一部は、公募した市民の中から委嘱しなければならない。

- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第 4 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

- 2 第 20 条第 3 項の規定によりこの条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、同条第 5 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表その他の附属機関の委員の項中「中高層建築物紛争調整委員会委員」を「／中高層建築物紛争調整委員会委員／男女共同参画審議会委員／」に改める。

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第六十四号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画(第 8 条—第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画(第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 16 条・第 17 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 18 条—第 25 条)
- 第 5 章 雑則(第 26 条—第 28 条)
- 第 6 章 罰則(第 29 条—第 34 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集

受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 29 条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
 - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
 - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 34 条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第 5 条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)

(内閣府設置法の一部改正)

第 6 条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日 法律第31号
最終改正 平成25年 法律第72号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(第2条の2・第2条の3)

第2章 配偶者暴力相談支援センター等(第3条—第5条)

第3章 被害者の保護(第6条—第9条の2)

第4章 保護命令(第10条—第22条)

第5章 雑則(第23条—第28条)

第5章の2 補則(第28条の2)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内につ

いて説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ

ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)と同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの

命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方において、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚

- 生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条 被害者

被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)

第6条第1項 配偶者又は配偶者であった者

同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項 配偶者

第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。__

◆札幌市男女共同参画審議会規則

平成14年11月13日
規則第53号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市男女共同参画推進条例(平成14年条例第27号。以下「条例」という。)第20条第7項の規定に基づき、札幌市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)のうち条例第20条第3項後段の規定により公募した市民の中から委嘱する委員(以下「公募委員」という。)以外の委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

2 公募委員の公募方法、委員の選考基準その他委員の委嘱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への協力)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、調査審議する事項に関する意見若しくは説明を聴き、又は情報を収集するため、関係者に対し、審議会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

5 部会長に事故があるときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民文化局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

2 札幌市事務分掌規則(昭和47年規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表3市民局生活文化部の款男女共同参画推進室の項男女共同参画課の節に次の1号を加える。

(4) 男女共同参画審議会の庶務に関すること。

附 則(平成17年規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第21号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

◆札幌市男女共同参画審議会委員名簿 (第8期・平成29年4月1日～31年3月31日)

平成29年4月1日現在(五十音順)

氏名	職業等
蛸名 嘉津夫	札幌市立柏中学校校長
大嶋 栄子	特定非営利活動法人リカバリー代表
加藤 敏彦	札幌市老人福祉施設協議会会長
齋藤 寛子	公募委員
田名辺 祥子	公募委員
中込 律子	弁護士
林 美枝子	日本医療大学保健医療学部教授
藤村 侯仁	株式会社ネクスト・ワークスタイル代表取締役
古野 重幸	札幌商工会議所人材確保・活用委員長
光崎 聡	連合北海道札幌地区連合組織・政策部次長

諮 問 書

札共参第 262 号
平成 28 年(2016 年)10 月 24 日

札幌市男女共同参画審議会
会 長 林 美 枝 子 様

札幌市長 秋元 克広

札幌市男女共同参画推進条例に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画に関する下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

次期「男女共同参画計画(札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画及び女性活躍推進法に基づく推進計画を含む)」の基本的方向性について

2 諮問理由

札幌市では、札幌市男女共同参画推進条例に基づき策定し、平成 25 年 4 月に改定した「第 3 次男女共同参画さっぽろプラン」に沿って、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組んでいますが、同プランは平成 29 年度に計画期間が終了することから、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、次期「男女共同参画計画」を策定します。

また、男女共同参画基本法の基本理念に則り、女性の職業生活における活躍を進めることを目的として、平成 27 年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。この法律の中で、市町村においても国の基本方針及び都道府県推進計画を勘案した推進計画を策定することが求められており、「男女共同参画計画」と内容的に重複する事項も多いことから、次期計画に包含させる形で一体的に策定します。

さらに、配偶者等からの暴力に関する施策については、「第 3 次男女共同参画さっぽろプラン」の中で施策の基本的な方向性を定めており、その総合的な体系を示すものとして「第 2 次札幌市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画(平成 26 年度～30 年度)」を別に策定しております。本計画はまだ計画年度の途中ではありますが、方向性を定める「男女共同参画計画」と詳細を定める本計画の審議を一体的に進めることが効果的かつ効率的であることから、この度の「男女共同参画計画」の改定に合わせて一年前倒しで改定し、一体的に策定することとします。

つきましては、これら 3 つの計画を一体的に策定し、社会・経済情勢の変化を踏まえた施策を総合的に推進するため、次期計画の基本的方向性について、貴審議会の意見を求めます。

◆プラン策定にかかる経過

1 審議会の開催経過等

男女共同参画審議会における「男女共同参画さっぽろプランの策定」にかかる審議経過等は、下表のとおりです。

平成 28 年 10 月	平成 28 年度第 1 回 札幌市男女共同参画審議会	・次期男女共同参画計画の基本的方向性についての諮問
11 月	第 1 回男女共同参画/配偶者等からの暴力に関する部会	・札幌市の男女共同参画/配偶者等からの暴力の現状と課題について
12 月	第 2 回男女共同参画/配偶者等からの暴力に関する部会	・計画の目的と位置付けについて ・計画体系(基本目標・基本的方向)について
平成 29 年 1 月	第 3 回男女共同参画/配偶者等からの暴力に関する部会	・計画体系(基本施策)について
2 月	第 4 回男女共同参画/配偶者等からの暴力に関する部会	・計画体系(基本施策)について
3 月	平成 28 年度第 2 回 札幌市男女共同参画審議会	・計画体系について ・計画の重点事項について
5 月	平成 29 年度第 1 回 札幌市男女共同参画審議会	・第 7 期男女共同参画審議会からの引き継ぎについて
6 月	平成 29 年度第 2 回 札幌市男女共同参画審議会	・現状と課題について ・計画を進める視点について ・計画の推進体制について
7 月	平成 29 年度第 3 回 札幌市男女共同参画審議会	・第 4 次男女共同参画さっぽろプランに係る答申(案)について
8 月	平成 29 年度第 4 回 札幌市男女共同参画審議会	・第 4 次男女共同参画さっぽろプランに係る答申(案)について

2 男女共同参画に関する市民意識調査の実施

調査目的	男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを把握し、今後札幌市が取り組むべき男女共同参画施策の基礎資料とするために実施。
調査内容	(1) 男女平等に関する意識について (2) 仕事について (3) 家庭生活・地域活動について (4) 男女の人権について (5) 男女共同参画に関する施策について
調査の対象等	(1) 調査地域 札幌市全域 (2) 調査対象 20歳以上の男女 (3) 標本数 4,000 (4) 調査方法 郵送による調査(往復) (5) 調査期間 平成28年7月8日～7月22日 (6) 抽出方法 等間無作為抽出
回収結果	有効回収数(率)2,021(50.53%)

3 市民との意見交換会等

年月	意見交換会等
平成28年 9月	子ども議会議員との勉強会
平成29年 5月	女性活動団体との意見交換会
6月	性的マイノリティの方々との意見交換会
8月	障がい者によるまちづくりサポーターとの意見交換会

4 さっぽろ女性応援会議

年月	開催経過
平成 29 年 5 月	第 1 回さっぽろ女性応援会議
7 月	様々な立場の市民に意見を伺うグループインタビュー・意見交換会 ① 女性の活躍を推進する企業の部門長(管理職) ② 男性(既婚者や未婚者など) ③ 働く女性(子育て中) ④ 働く女性 ⑤ 子育て中の母親(専業主婦や育休中の方など) ⑥ 一人親家庭(男女)
8 月	第 2 回さっぽろ女性応援会議
11 月 (予定)	第 3 回さっぽろ女性応援会議
平成 30 年 3 月 (予定)	第 4 回さっぽろ女性応援会議